

36. 土木工事請負契約におけるガイドライン (総合版)

土木工事請負契約における ガイドライン(総合版)

平成 29 年 7 月
(令和 8 年 1 月改定)

兵庫県 土木部

目次

- I 設計変更ガイドライン（案）
- II 工事一時中止に係るガイドライン（案）
- III 設計図書の照査ガイドライン（案）
- IV 受発注者間のコミュニケーション

本ガイドラインは、兵庫県土木部が発注する土木請負工事を対象とします。

I 設計変更ガイドライン(案)

平成 29 年 7 月

兵庫県 土木部

(改定履歴)

令和 6 年 4 月 一部改定

令和 8 年 1 月 一部改定

目次

1	設計図書に対する正しい理解に向けて	1
1-1	設計図書に対する正しい理解の必要性	1
1-2	設計図書の基本事項.....	1
2	適切な設計変更に向けて	5
2-1	土木請負工事の特性.....	5
2-2	発注者・受注者の留意事項	5
2-3	適切な設計変更の重要性	5
3	設計変更手続き（契約書第 18 条関係）.....	6
3-1	設計変更手続きフロー	6
3-2	設計変更手続きにおける留意点.....	7
4	設計変更が不可能なケース	9
5	設計変更が可能なケース	10
5-1	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	11
5-2	設計図書の表示が明確でない場合の手続き	12
5-3	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	13
5-4	工事中止の場合の手続き	14
5-5	受注者からの請求による工期の延長.....	15
5-6	発注者の請求による工期の短縮.....	16
5-7	資機材・労務の高騰や供給不足.....	17
5-8	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	18
6	条件明示について	20
7	設計変更事例.....	22
7-1	工事目的物の形状・寸法や仕様の変更	22
7-2	工事目的物の追加	23
7-3	施工数量の増減.....	24
7-4	施工方法等（施工場所、施工時期、工法）の変更	25
7-5	工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更	28
7-6	工期の短縮に伴う変更	30
8	その他	32
8-1	兵庫県建設工事請負契約書（令和 7 年 4 月時点）	32
8-2	土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月時点）	36

1 設計図書に対する正しい理解に向けて

1-1 設計図書に対する正しい理解の必要性

請負工事の施工は設計図書に基づき実施されるため、受注者は、工事目的物及び契約条件を示す設計図書を正しく理解することが必要である。

1-2 設計図書の基本事項

(1) 設計図書と見積参考図書の構成

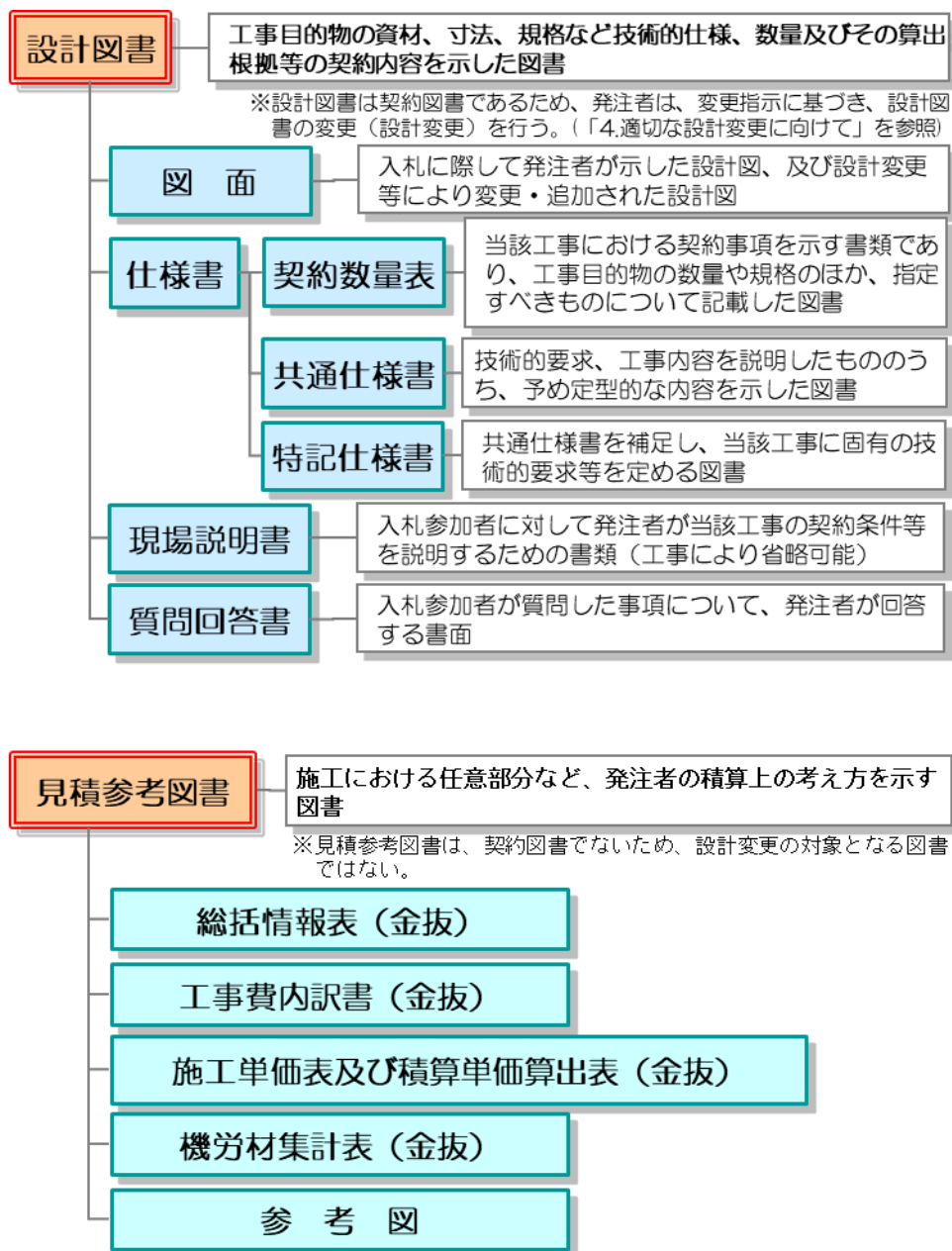


図 1.1 設計図書と見積参考図書の構成

(2)「任意」、「指定」の正しい運用

指定」と「任意」については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
3. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- 1) 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- 2) 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバック杓で施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

表 1.1 「指定」「任意」の取扱いの違い

		指 定	任 意
設計図書での記載		施工方法等について具体的に指定する ⇒ <u>契約条件となる</u>	施工方法等について、具体的には示さない ⇒ <u>契約条件とはならない</u> ※参考に標準工法を示す場合がある
設計変更時	仮設、施工方法を変更する場合の手順	発注者の <u>指示または承諾が必要</u>	<u>受注者の任意により変更可能</u> ただし、変更施工計画書等の修正、提出が必要
	仮設、施工方法の変更による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>
	現地条件の変更による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	

＜指定仮設とすべき事項＞

- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ・仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

(3)見積時の設計図書等に関する疑義への対応

1. 入札参加者は、見積時に設計図書等について疑義が生じた場合、発注者に質問書を提出しなければならない。
2. 発注者は、質問書に対する質問回答書を作成し、入札参加者全員の閲覧を可能とする。
3. 質問書及び質問回答書は設計図書の一部となる。

(4) 契約後の設計図書の照査（契約書第 18 条、共通仕様書 1-1-1-3）

1) 設計図書の照査

- i) 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により下記(イ)～(ホ)に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、その結果を監督員に書面により提出すること。
 - (イ) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (ロ) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (ハ) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (ニ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (ホ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- ii) 受注者は、共通仕様書に定めるほか、特記仕様書に明記された照査の留意点等を十分理解した上で、設計図書の照査を行うこと。
- iii) 発注者は、照査により、受注者から設計図書に関しての疑義について確認の請求があった場合は、直ちに疑義に関しての調査を行う。
- iv) 受注者は、発注者から更に詳細な説明等を求められた場合はその指示に従うこと。

2) 照査の結果に基づく設計図書への反映

- i) 発注者は、受注者と協議の上、受注者に設計図書の訂正又は変更に必要な作業を実施させることができる。
- ii) 設計図書に関しての疑義に関しての調査の結果、設計業務等委託成果品の契約不適合による場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、成果品の修補を設計者に請求することがある。このため、設計図書への反映を行うのに、期間を要する場合がある。

2 適切な設計変更に向けて

2-1 土木請負工事の特性

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

2-2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者

設計積算にあたって、特記仕様書において「**6 条件明示について**」を参考に条件明示するよう努めること。

※工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

(2) 受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

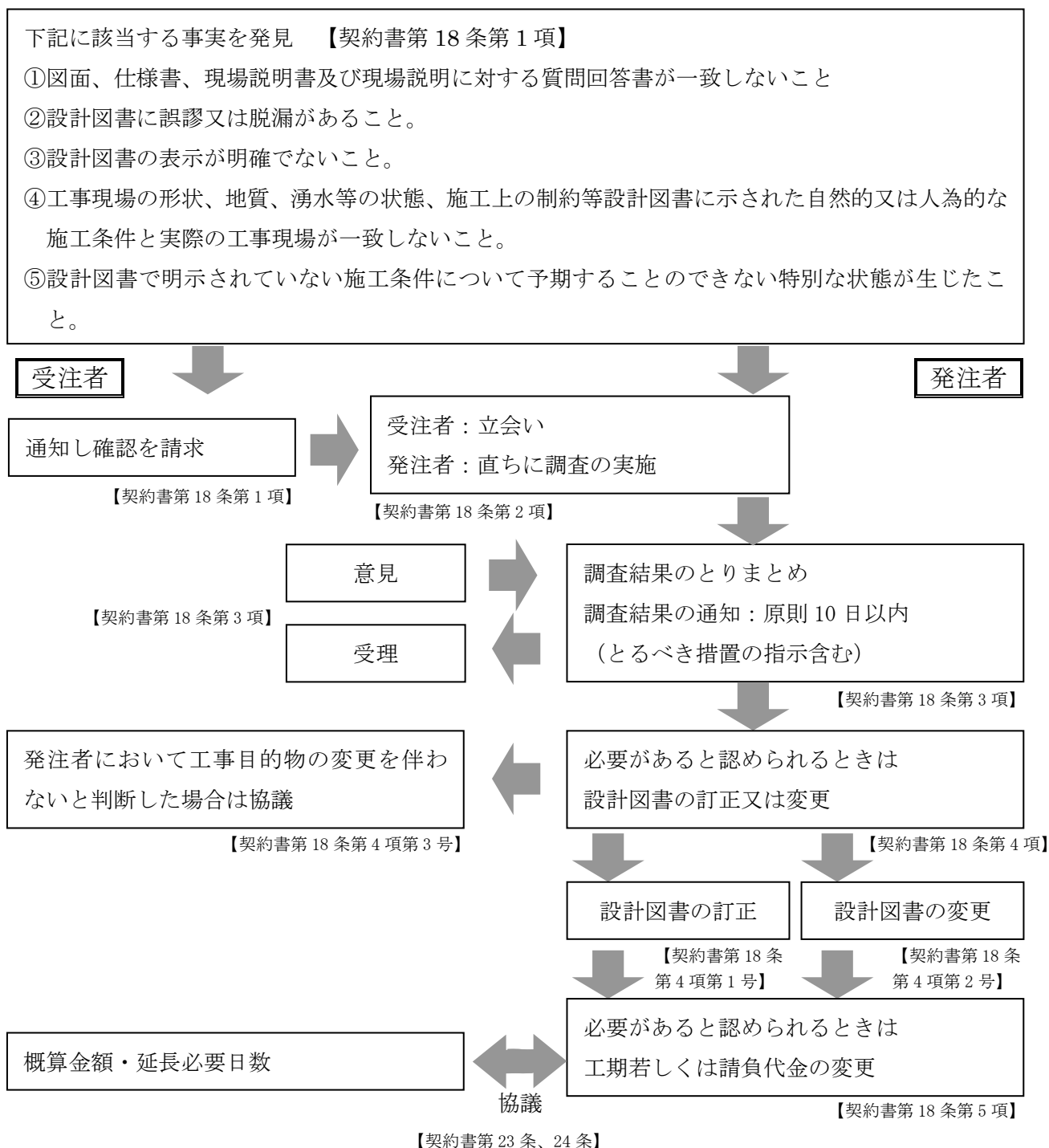
2-3 適切な設計変更の重要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

3 設計変更手続き (契約書第 18 条関係)

3-1 設計変更手続きフロー



3-2 設計変更手続きにおける留意点

(1)設計図書の変更手続きについて

1. 設計変更は、発注者の意志又は受注者からの申し出により行い、原則として、「契約変更」を行う。
2. 設計変更を必要とするものの、速やかな工事着手を要する場合は、契約担当者が「指示書」を受注者に交付する。
3. 指示書が交付された場合、受注者は速やかに指示控の受領者名欄に記名・押印の上、指示控を提出し、その後、必要に応じて、速やかに設計変更を行う。
4. ごく軽微な工事内容の変更を行う場合は、監督員の口答による指示により、工事着手することも可能とし、その後、指示書の交付および必要に応じて設計変更を行う。

(2)工期・請負代金額の変更

現場条件の変更等に伴う設計図書の訂正又は変更、若しくは工事の一時中止により、設計変更が行われた場合、契約書に基づき、工期、請負代金の変更を行う。

1) 工期を変更する場合

- i) 受注者は、工期変更が必要と考えられる場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行うこと。

2) 請負代金額を変更する場合

- i) 発注者は、『5 設計変更が可能なケース』による設計変更を行った場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- ii) 請負代金額の変更については、契約書に基づき定める。

3) 設計変更に関わる資料の作成

i) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

ii) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

ア. 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。

イ. 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。

ウ. 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

エ. 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

オ. 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

4 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。(ただし、契約書第26条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない。)

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-15～1-1-1-17)
5. 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合
6. 総合評価落札方式により契約された業務において、技術提案により追加作業が生じた場合

また、受注者が任意で施工する内容の変更についても、原則として設計変更の対象としない。

- i) 設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める仮設、施工方法等の工事目的物を完成させるための手段に関する変更
例)
ア. 河川工事における仮締切工の規模の拡大
イ. 橋梁架設におけるクレーン規格の変更
- ii) 発注者の調査により必要があると認めなかったにもかかわらず、受注者が設計図書に示す材料、規格、仕様等の基準以上の施工を行った場合
例)
ア. 基礎工において、碎石の代わりにコンクリートを使用
イ. レディミクストコンクリートの設計図書に示した高炉セメントの代わりに早強セメントを使用
- iii) 発注者と協議を行わず、契約内容(数量、寸法等)を超える施工を行った場合の出来高に合わせた変更
例)
ア. 余堀りによる出来高増加に対する変更
イ. 受注者の都合による交通誘導員、賃料などの経費増加に対する変更

5 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。
（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

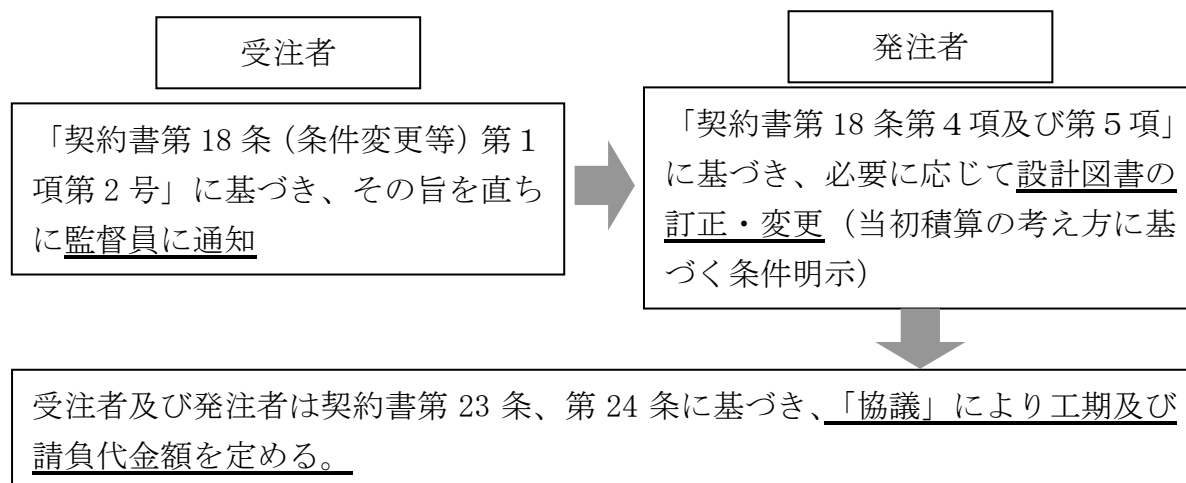
設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- i) 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ii) 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第 19 条に基づき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
- iii) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

5-1 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第 2 号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤りである場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上施工すべきである。



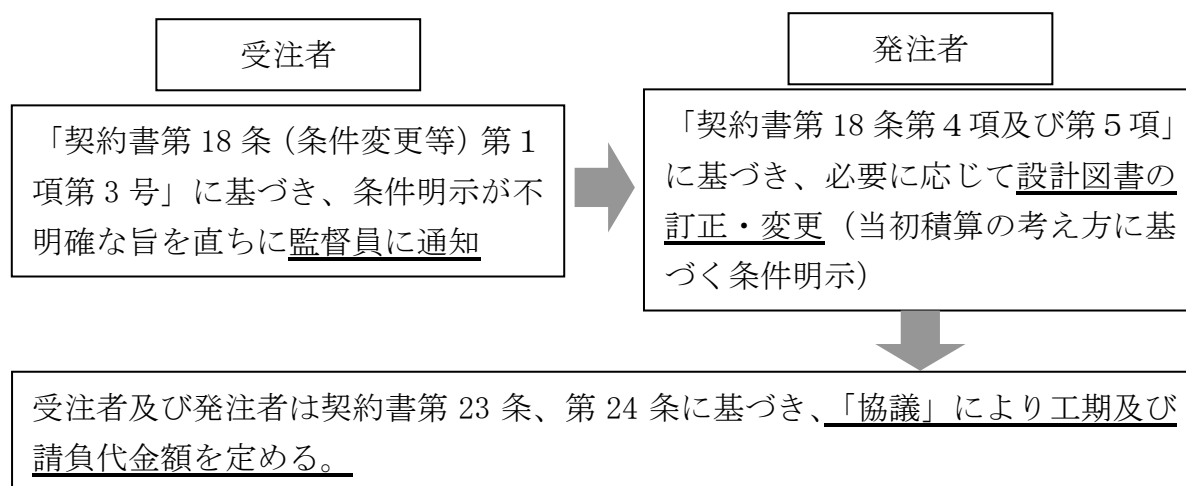
例)

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

5-2 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第 3 号)

受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



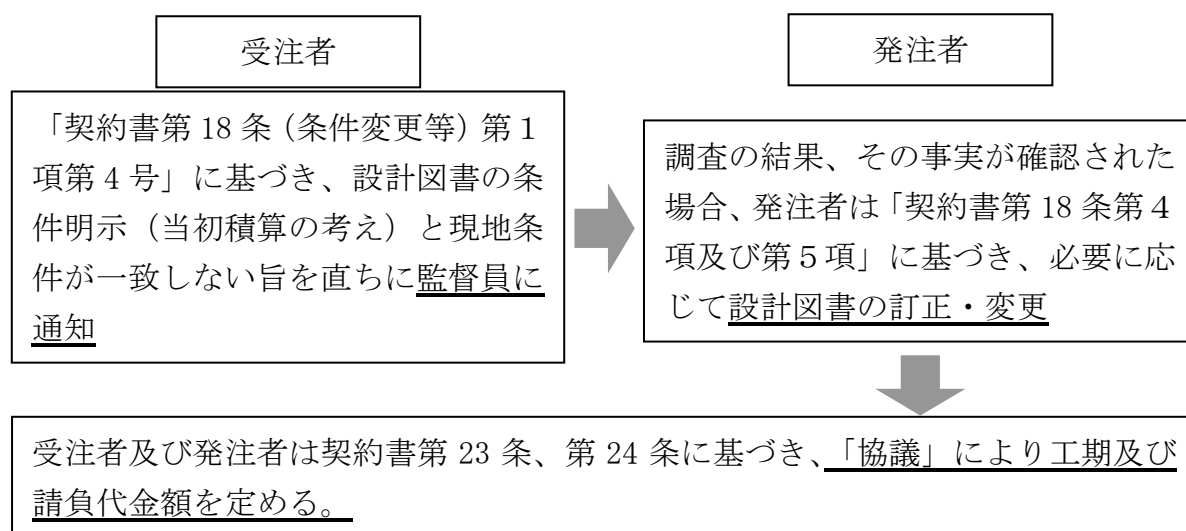
例)

- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

5-3 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。



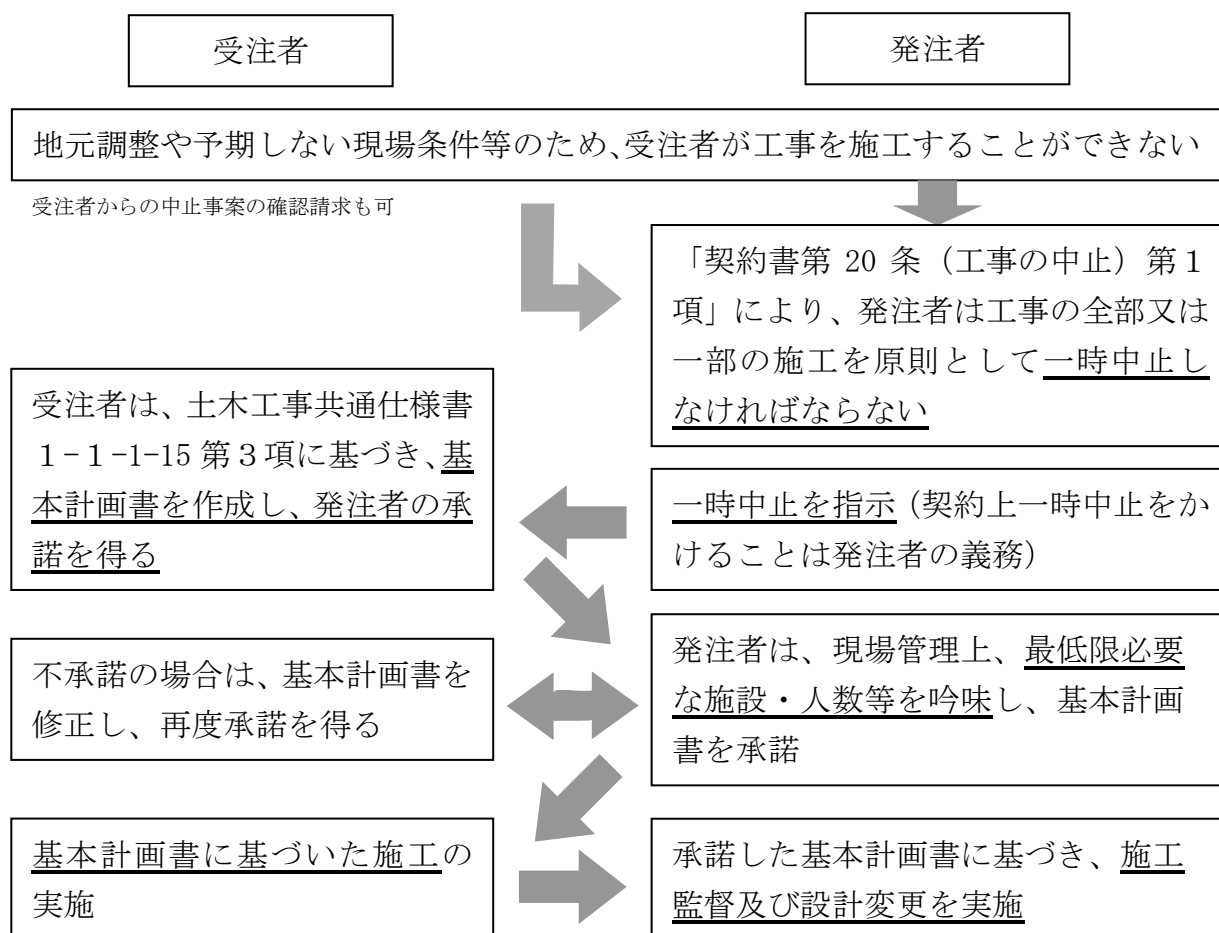
例)

- ア．設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ．設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ．設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ．前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ．その他、新たな制約等が発生した場合

5-4 工事中止の場合の手続き

(契約書第 20 条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き（「工事一時中止ガイドライン(案)」参照）



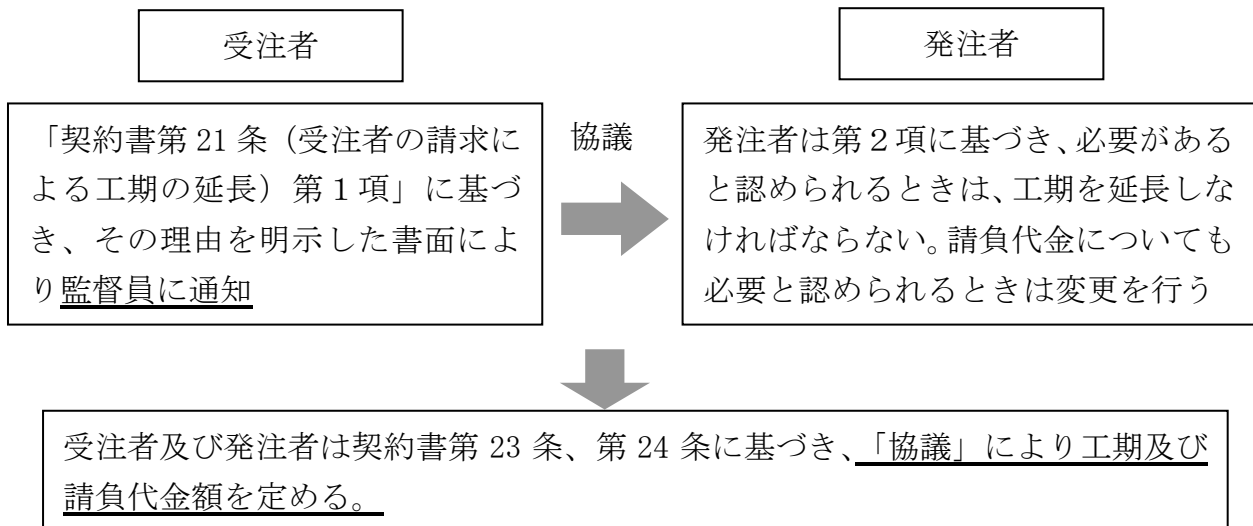
例)

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

5-5 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第 21 条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



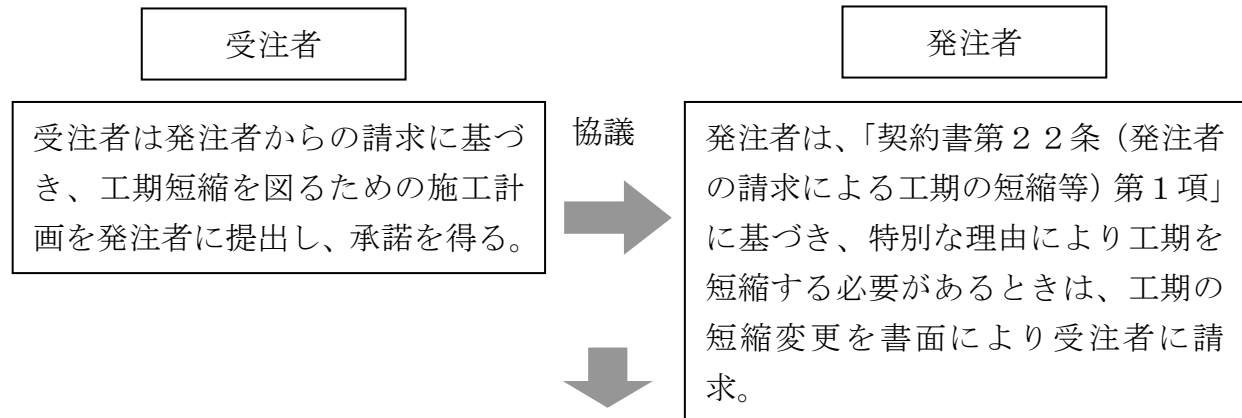
例)

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ. その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

5-6 発注者の請求による工期の短縮

(契約書第 22 条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



受注者及び発注者は第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)

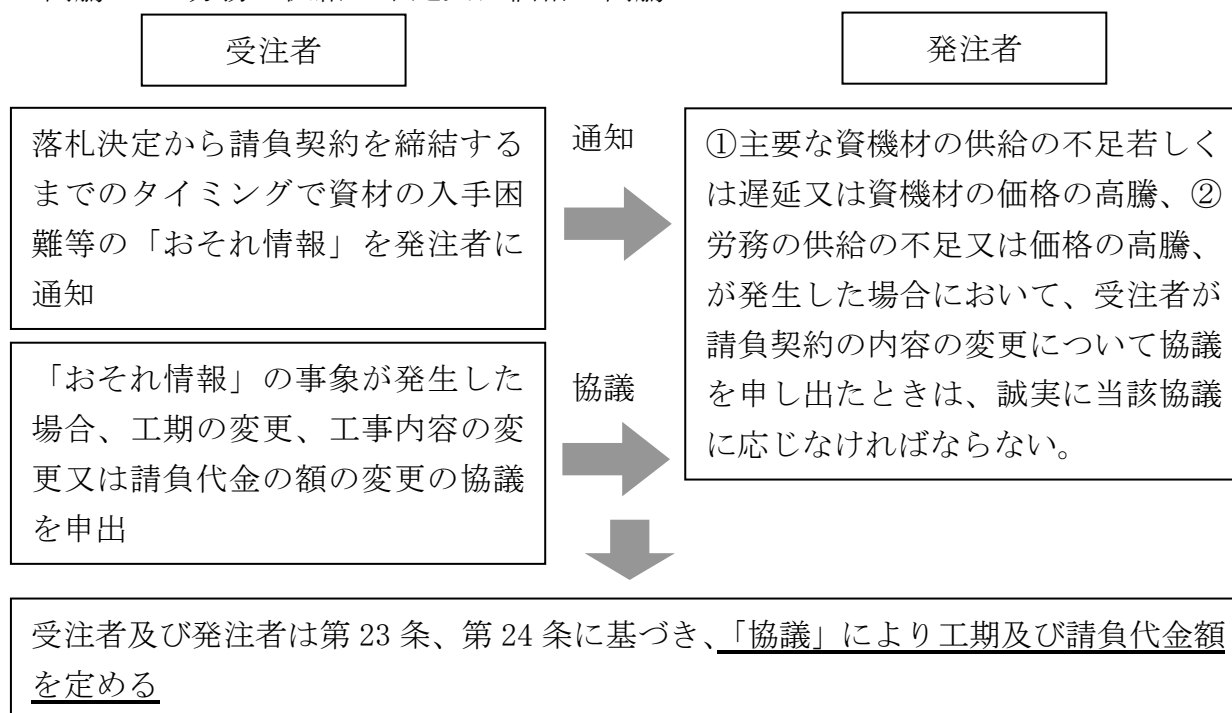
- ア．工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- イ．関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ．その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

5-7 資機材・労務の高騰や供給不足

(契約書第 21 条、25 条)

公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象※が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 13 条 2)

※国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象（公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）とする。一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 二 労務の供給の不足又は価格の高騰



例)

- ア. 資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合
- イ. 資機材の供給がひっ迫し、地域外からの輸送が必要となったり、納期遅延が生じることで工期延期が必要な場合
- ウ. 労務の不足により、地域外からの労働者確保に送迎や宿泊等の間接費が必要となる場合

5-8 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

(1) 新たな計画の作成が伴う作業

- i) 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成
- ii) 構造物のタイプの変更に伴う修正設計 等

(2) 計画変更に伴い発生する付帯作業

- i) 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加
- ii) 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成
- iii) 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し 等

(3) 工事目的物の建設とは関連のない作業

- i) 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計 等

※ 具体的な事例

- 1) 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 2) 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 3) 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 4) 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 5) 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 6) 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- 7) 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 8) 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 9) 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- 10) 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 11) 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 12) 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- 13) 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「3-2-6-15 路面切削工」「10-14-4-5 切削オーバーレイ工」「3-2-6-17 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。

- 14) 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
 - 15) 概算（数量）発注工事における構造計算及び図面作成
 - 16) 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算及び図面作成
 - 17) 照査の結果、必要となった追加調査の実施や図面等作成
- 〈例〉・ボーリング調査
- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
 - ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査。
- 18) 関係機関との協議資料作成 等

6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

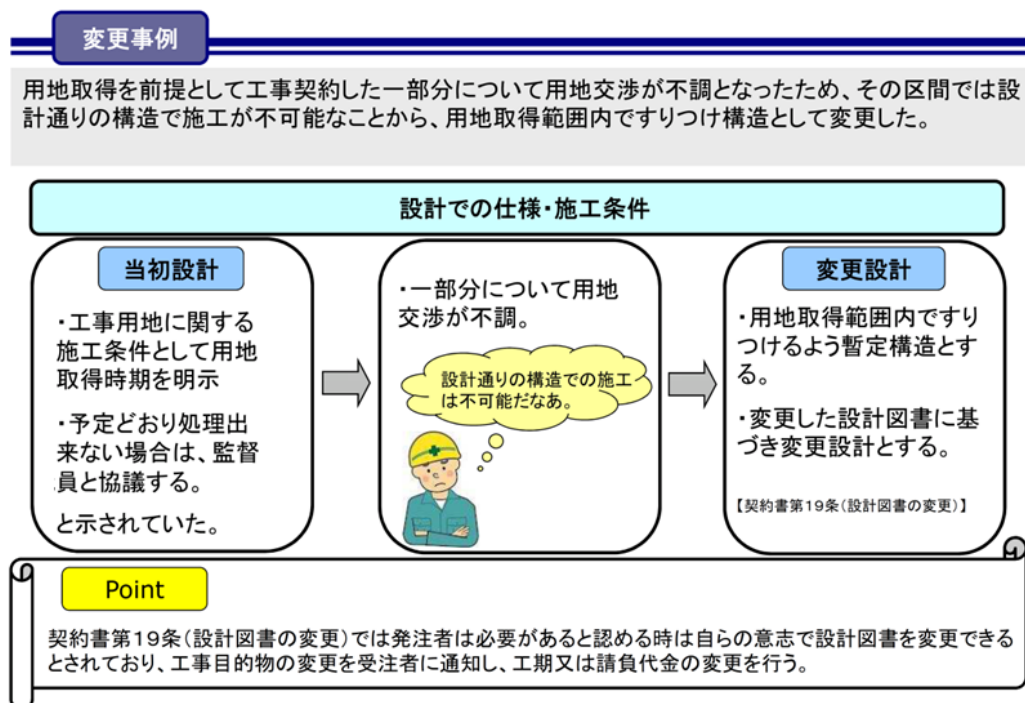
明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 国、市町、関係機関等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。 又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んである休日日数等作業不可能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場を指定して借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公共用地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	1. 安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限のある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合。 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、時期、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮設道路を設置する場合。 (1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。

明示項目	明 示 事 項
建設副産物関係	1. 建設発生土を工事間流用する場合は、残土の受入場所又は仮置き場所、受入工事名、受入時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、受入施設名、及び受入時間等の処分条件。
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1. 資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 国、市町、関係機関等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 8. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

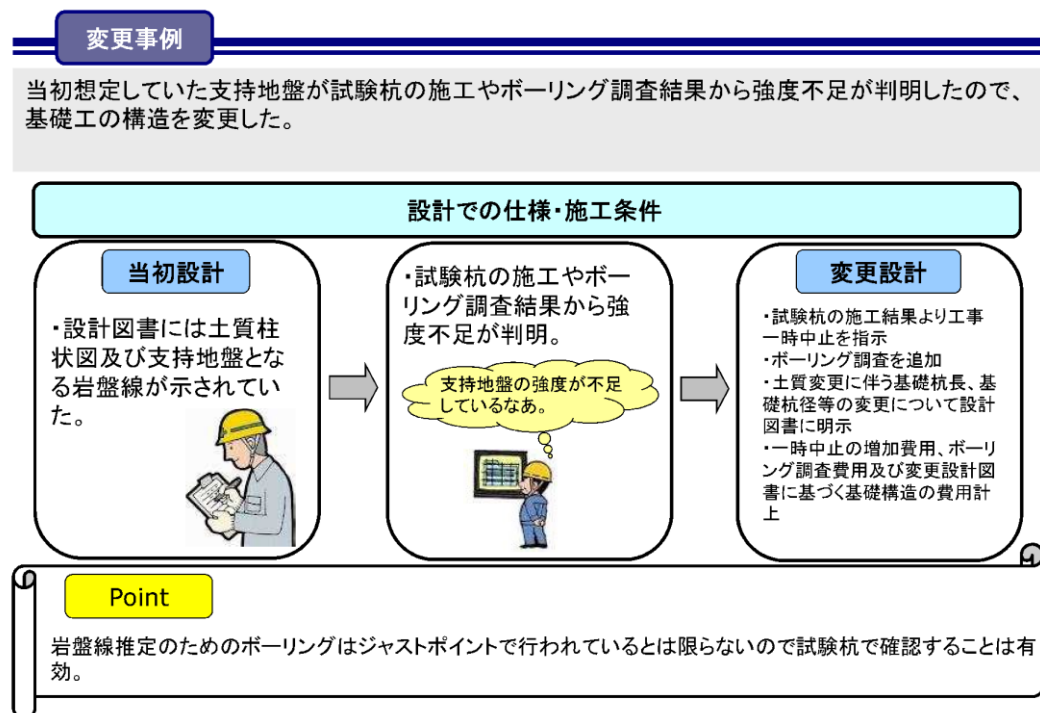
7 設計変更事例

7-1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

①事例 1



②事例 2



7-2 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督員が別途指示する。
と示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管があるね！



変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。

・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

Point

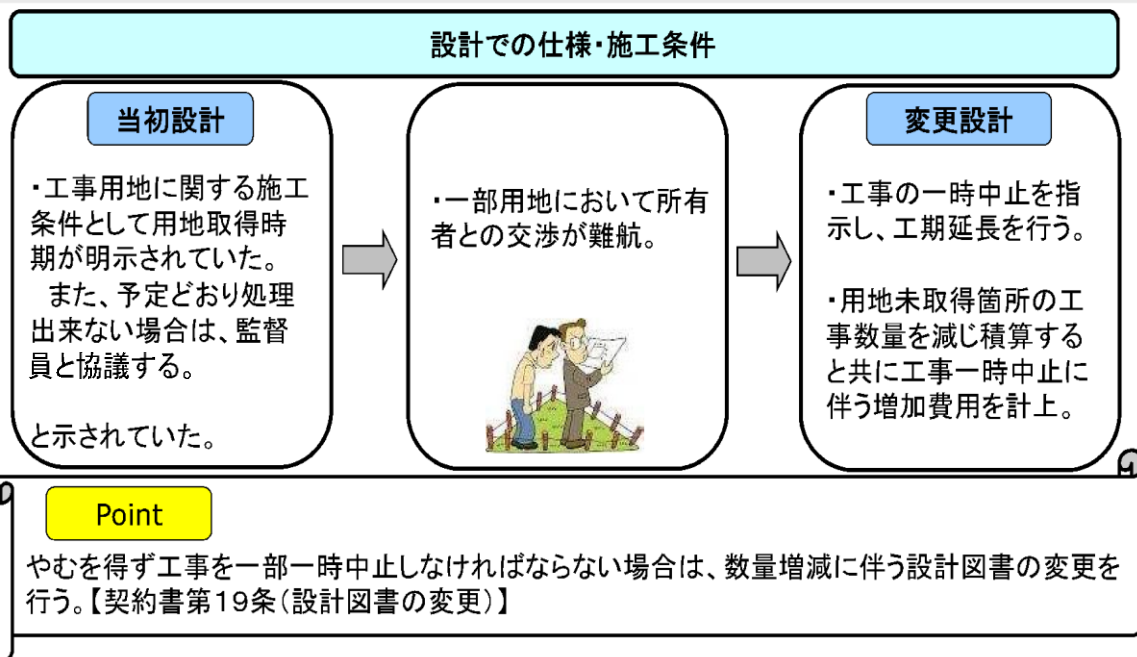
工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。
【契約書第18条(条件変更等)】

7-3 施工数量の増減

①事例 1

変更事例

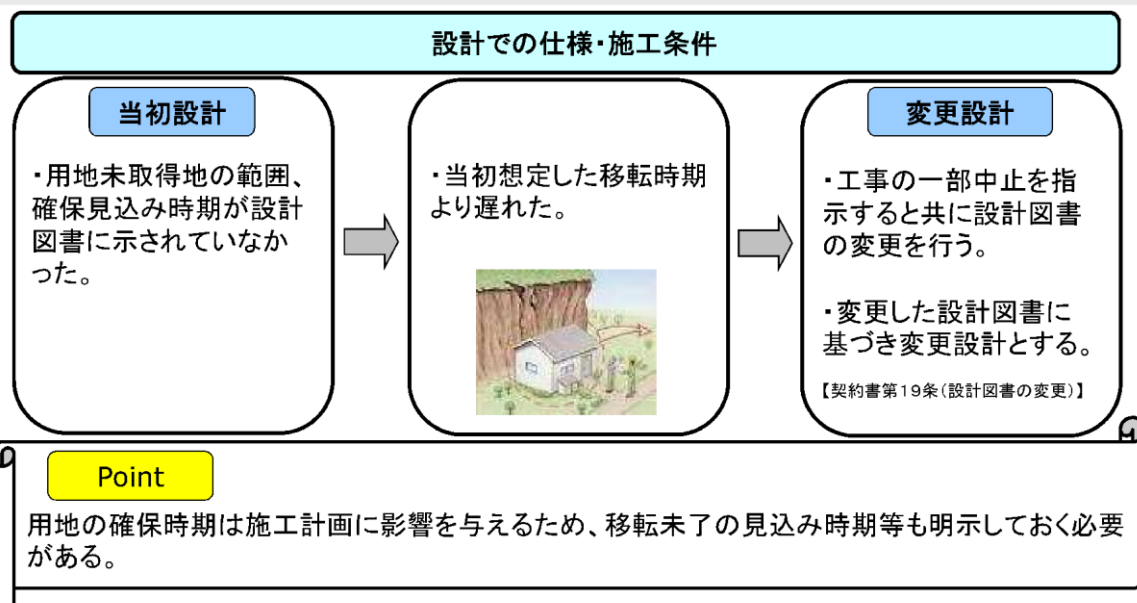
一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。



②事例 2

変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。



7-4 施工方法等（施工場所、施工時期、工法）の変更

①事例 1

変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。

・渇水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。

・変更積算は濁水処理設備等について計上。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が認められたもの。

②事例 2

変更事例

地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

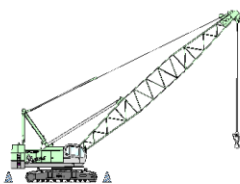
設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイプロハンマ、引き抜きを電動式バイプロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。

と示されていた。

・地元要望により、振動発生懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。

・特記仕様書に工法変更を明示した。

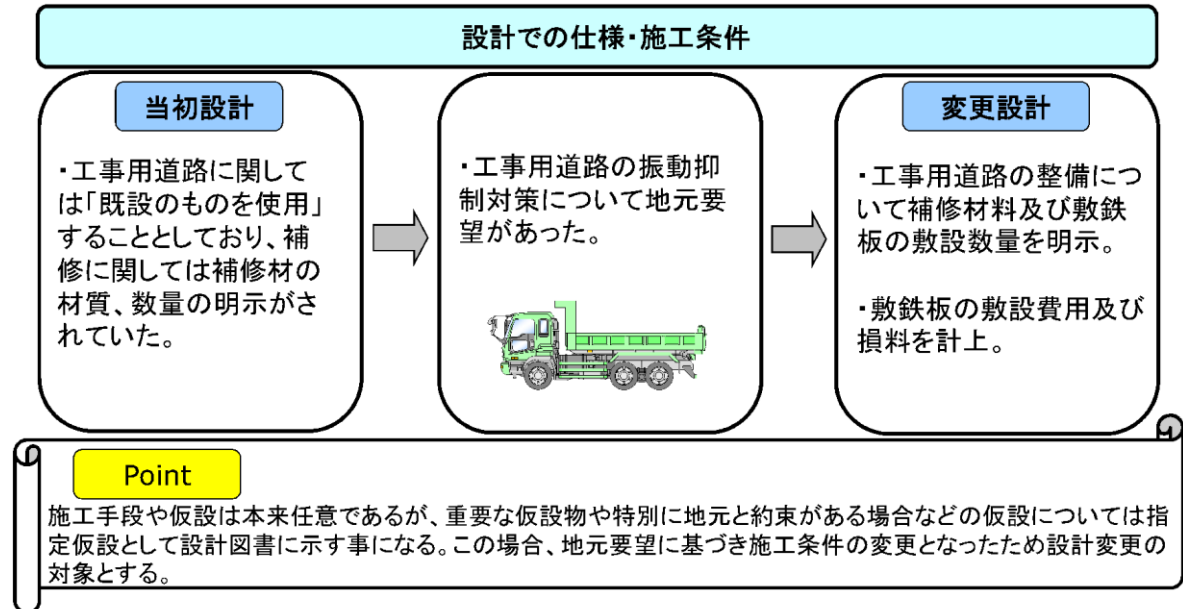
Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

③事例 3

変更事例

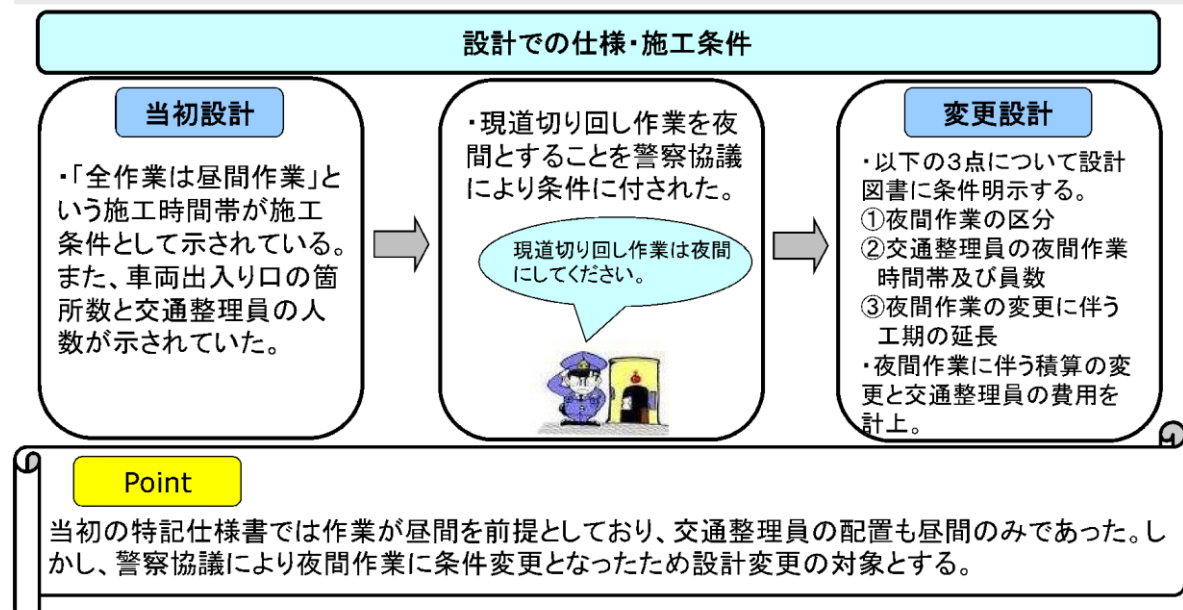
工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、碎石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。



④事例 4

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。



⑤事例 5

変更事例

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮栈橋を設けることとした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。

・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。



変更設計

・施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上。

Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

⑥事例 6

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
Φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。

と示されてた。

・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
・ウェルポイント工法のコストを計上。

Point

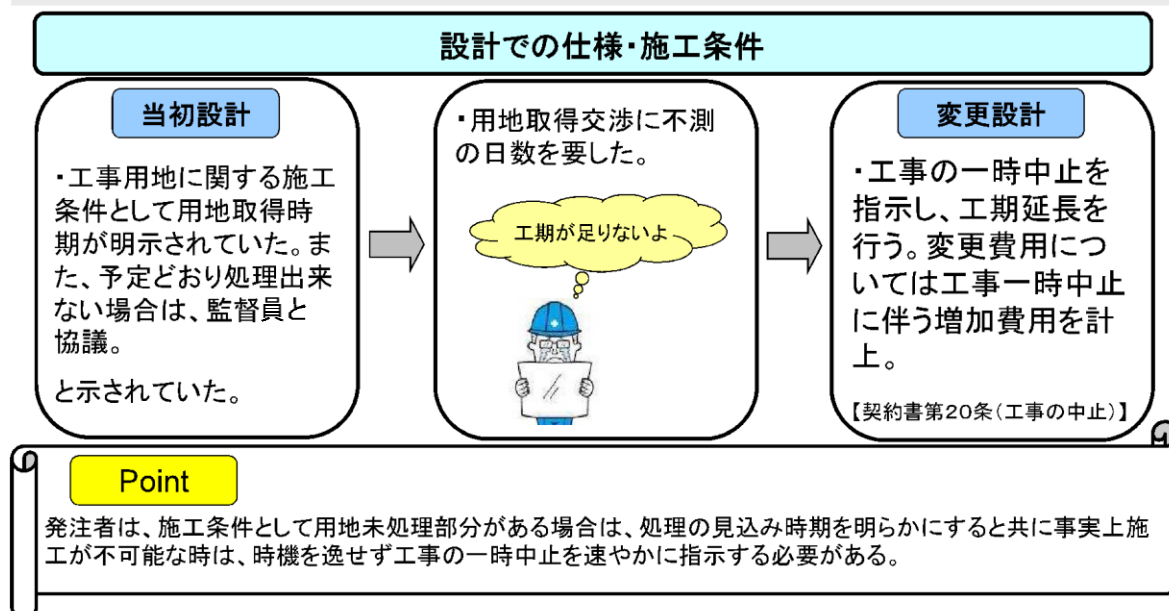
一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

7-5 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

①事例 1

変更事例

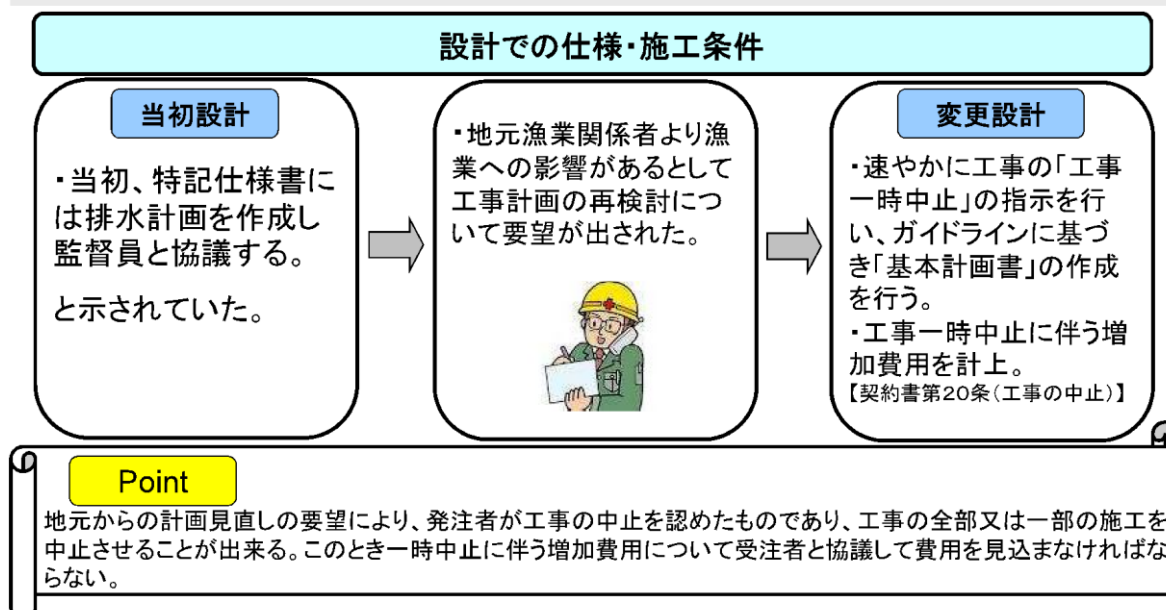
用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。



②事例 2

変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画(工事に伴う排水計画)の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。



③事例3

変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



変更設計

・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)
・工期の延長

【契約書第21条(受注者の請求による工期の延長) 第23条(工期の変更方法)】

Point

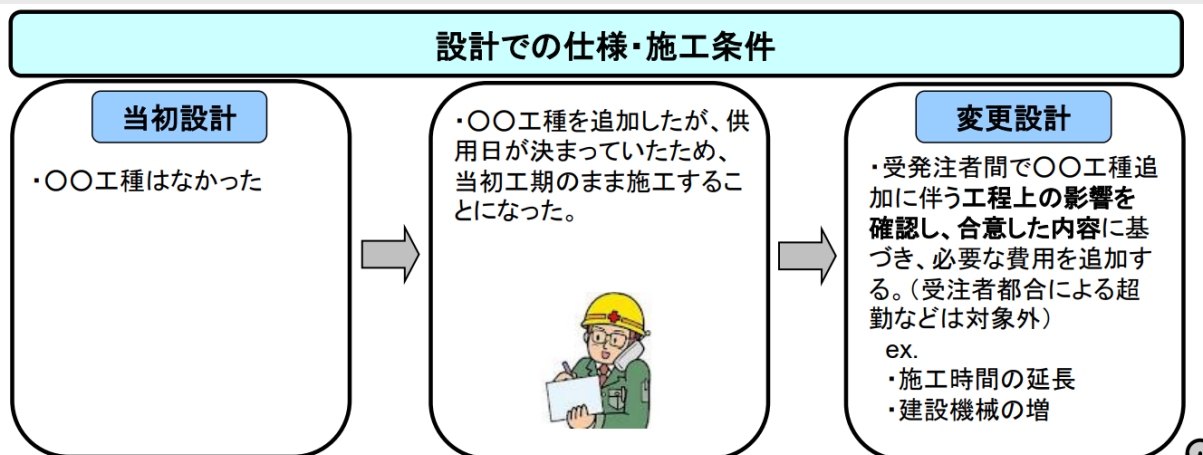
河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

7-6 工期の短縮に伴う変更

①事例 1

変更事例

当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。



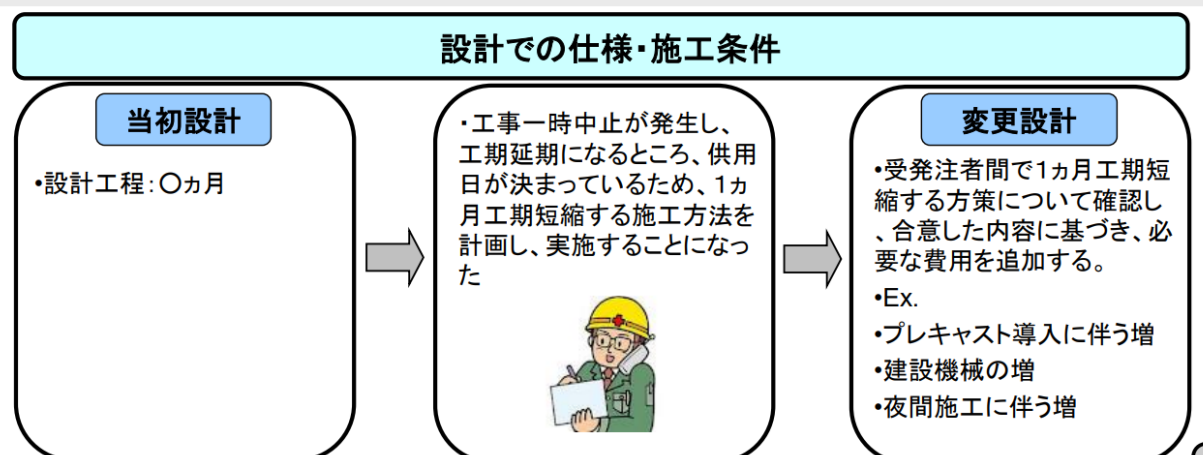
Point

工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

②事例 2

変更事例

工事一時中止により2ヵ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。



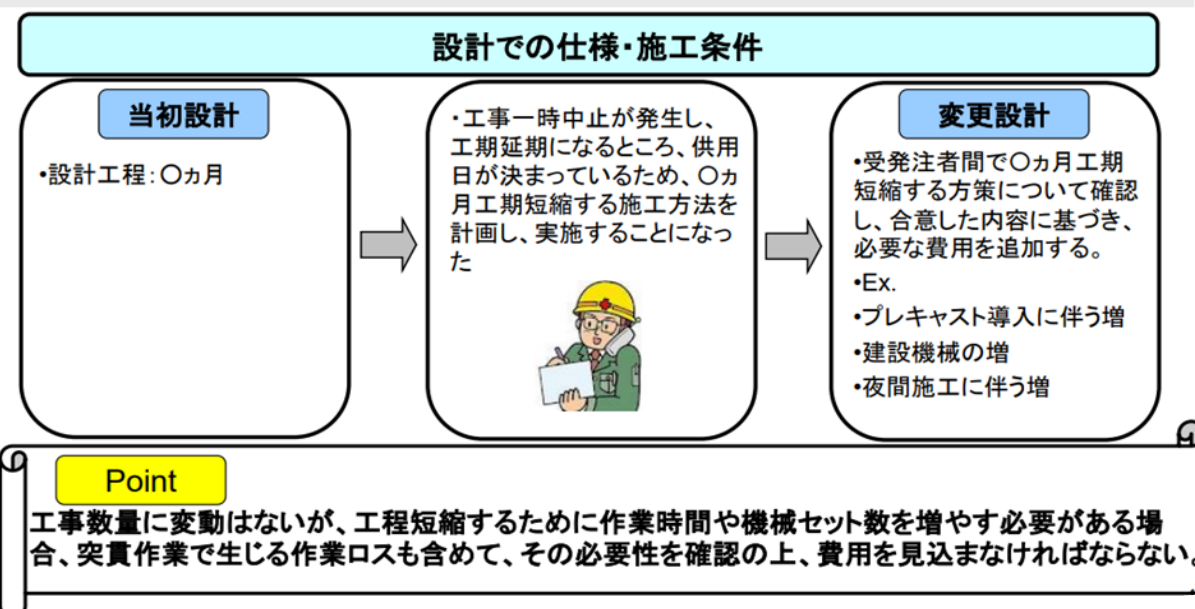
Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

③事例3

変更事例

工事一時中止により〇カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、〇カ月工期を短縮するための施工を指示した。



8 その他

8-1 兵庫県建設工事請負契約書（令和 7 年 4 月時点）

第 1 条 （総則）

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

第 18 条 （条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条 （設計図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 （工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条 （受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条 （発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条 （工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から

14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 24 条 （請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 25 条 （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第26条 (臨機の措置)

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

8-2 土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月時点）

1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1-1-1-15 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-43 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議のうえ、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-17 工期変更

1. 一般事項

契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

Ⅱ 工事一時中止等に係る ガイドライン(案)

平成 29 年 7 月

兵庫県 土木部

(改定履歴)

令和 3 年 2 月 1 日 一部改定

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定

令和 8 年 1 月 1 日 一部改定

目次

1	ガイドライン策定の背景.....	1
1-1	工事発注の基本的考え方	1
1-2	工事発注の現状.....	1
1-3	現状における課題	1
1-4	ガイドライン（案）の策定.....	1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	2
3	発注者の中止指示義務	3
4	工事を中止すべき場合	4
5	一時中止の指示・通知	5
6	基本計画書の作成	6
7	工期短縮計画書の作成	7
8	請負代金額または工期の変更.....	8
9	増加費用の考え方	9
9-1	本工事施工中に一時中止した場合	9
9-2	工期短縮を行った場合	10
9-3	契約後準備工着手前に一時中止した場合	12
9-4	準備工期間に一時中止した場合	13
10	増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	14
11	工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い.....	15
11-1	増加費用に関する基本事項.....	15
11-2	工事一時中止の区分	16
11-3	請求の流れ及び適用範囲	17
11-4	工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例	19
11-5	基本計画書の作成例	20
11-6	工事請負代金変更請求の作成例（１）	21
11-7	工事請負代金変更請求の作成例（２）	22
11-8	工事請負代金変更請求の作成例（３）	23
11-9	工事請負代金の構成（１）	24
12	増加費用の費目と内容.....	25
13	工事の一時中止に係る手続き様式.....	29
14	降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の取扱い.....	35
14-1	請求の流れ及び適用範囲	36
14-2	工事請負代金変更の請求日	36

14-3	降雨等の影響による延長日数の算出方法	37
14-4	工事請負代金変更請求の作成例	38
14-5	工事請負代金の構成	40
14-6	増加費用の費目と内容	41
14-7	増加費用の算出例	45
14-8	降雨等の影響による工期延長に係る手続き様式	47
15	参考資料	50
15-1	兵庫県建設工事請負契約書（令和 7 年 4 月時点）	50
15-2	土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月時点）	54

1 ガイドライン策定の背景

1-1 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、気象要因に係る不稼働日等を踏まえ、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

1-2 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

1-3 現状における課題

各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

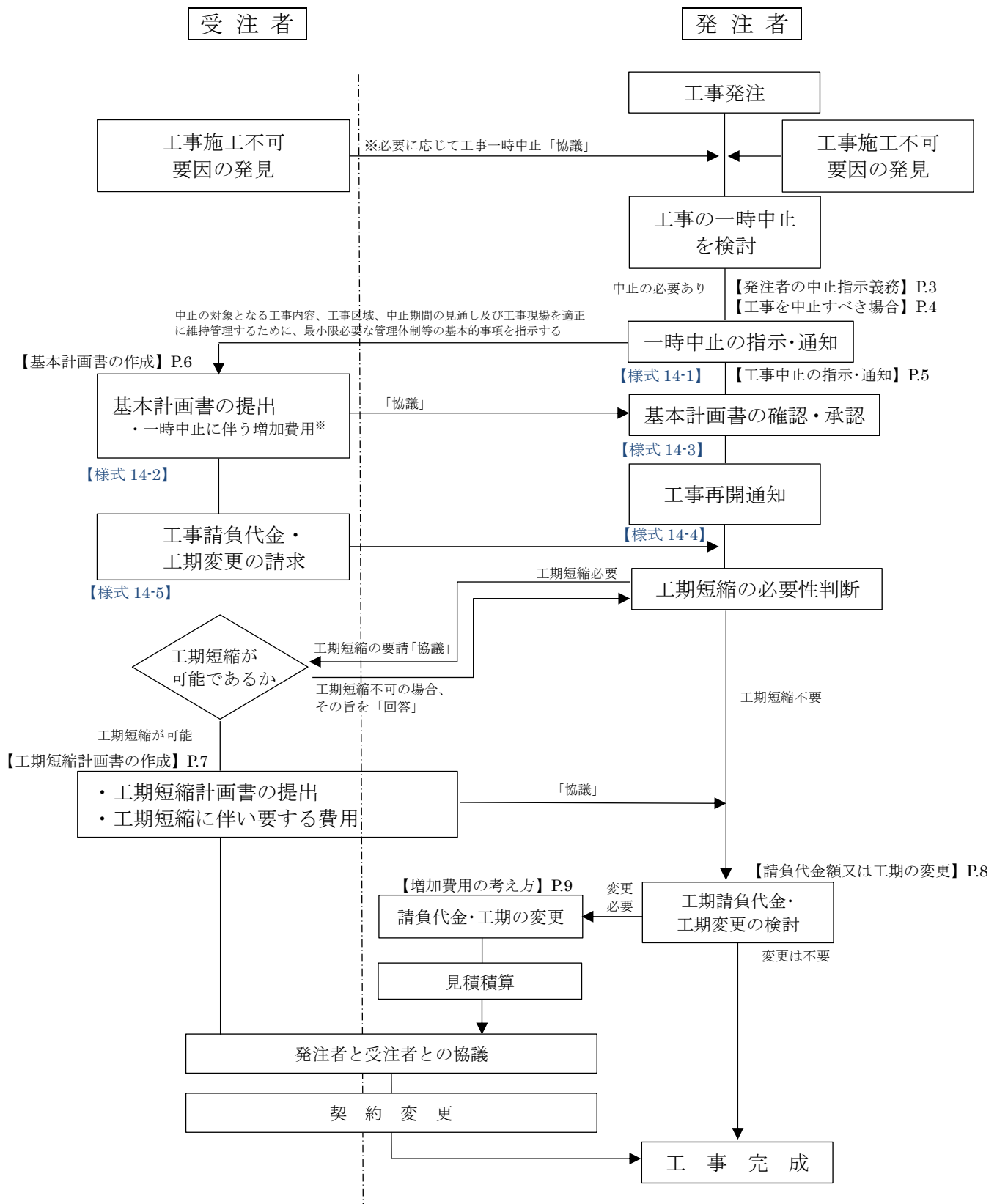
しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

また、適正な工期を設定し発注することが基本であるが、通常想定される降水日数以上の影響については、工期延伸を行い、現場維持に要する費用等を適正に計上する必要がある。

1-4 ガイドライン（案）の策定

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止及び通常想定される降水日数以上の影響について、適正な対応を行うためにガイドライン（案）を策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



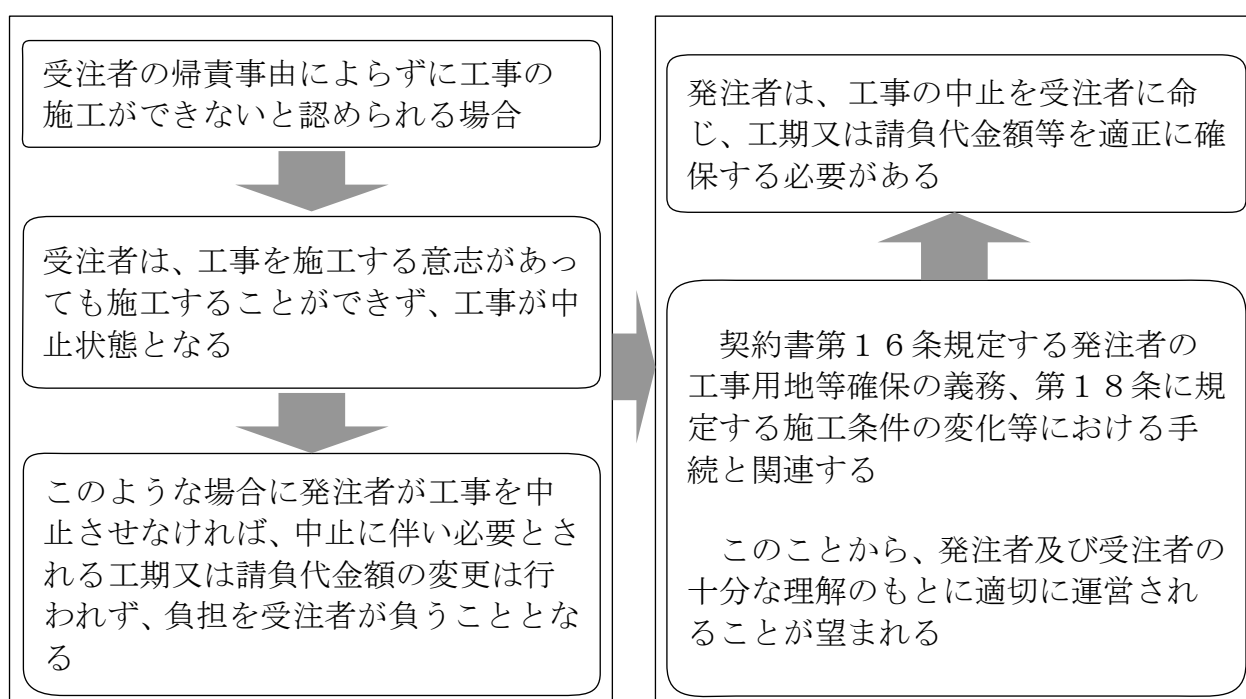
※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

3 発注者の中止指示義務

1. 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
2. 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 専任を要しない期間中、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間中に当該工事が完了するものに限る）の専任の監理技術者等として従事できる。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約書（受注者の催告によらない解除権）第51条第1項第2号を準拠して、「工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

1. 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：契約書第20条】

2. 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（契約書第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5 一時中止の指示・通知

発注者は、工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

1. 工事を一時中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。

【土木工事共通仕様書 1-1-1-15】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

2. 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
3. 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇一時中止時点における工事の出来形
※1、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※2 及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

発注者による確認

- ◇現場の安全確保に関する内容が適正であるか。
- ◇増加費用等が「客観的に必要であるか」と認められるか。
- ◇増加費用及びその算定根拠が適正であるか。

※1 必要に応じて、契約書第 31 条の検査を受ける。

※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

7 工期短縮計画書の作成

1. 発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
2. 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
3. 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関する事
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関する事
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8 請負代金額または工期の変更

工事を一時中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇一時中止がごく短期間である場合、一時中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

◇設計図書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している(出水期を含む工期設定等)場合、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額及び工期は原則として変更の対象としない。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を一時中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

9-1 本工事施工中に一時中止した場合

増加費用の範囲

1. 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
2. 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

一時中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

9-2 工期短縮を行った場合

増加費用の考え方

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例：工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合。自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合。

※災害による損害については、工事請負契約書第 29 条（不可抗力による損害）に基づき対応

増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

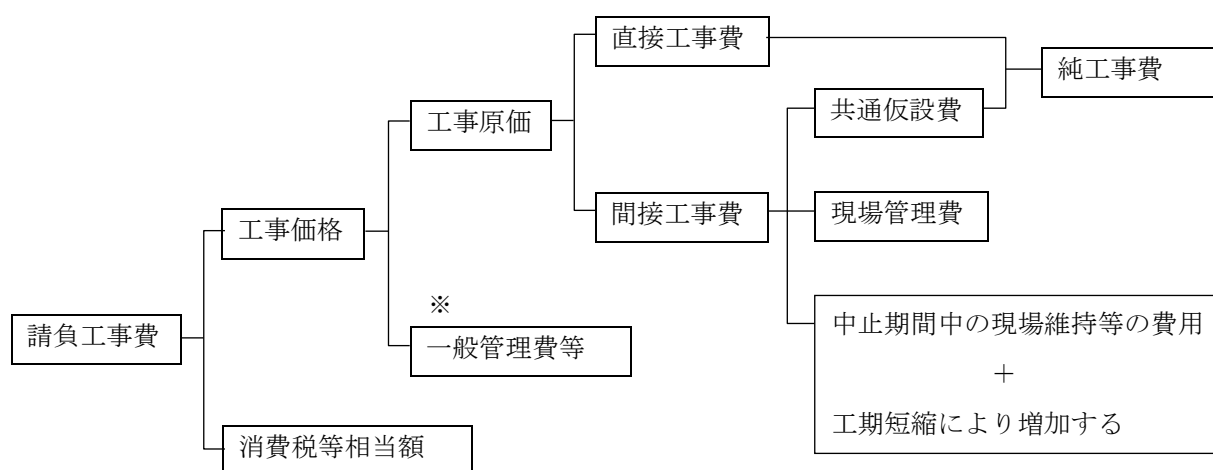
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

増加費用の積算

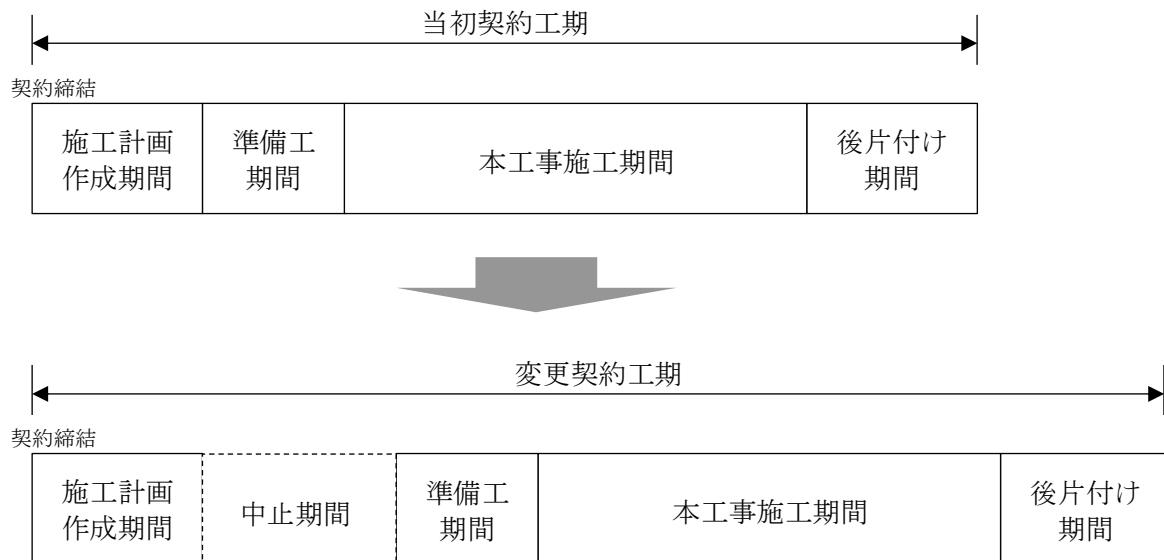
増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注1)}に算定することとし、算定方法は受注者から増加費用に係る見積^{注2)}を求め、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。

注1) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

注2) 見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要。なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取り扱わない。

9-3 契約後準備工着手前に一時中止した場合

1. 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
2. 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

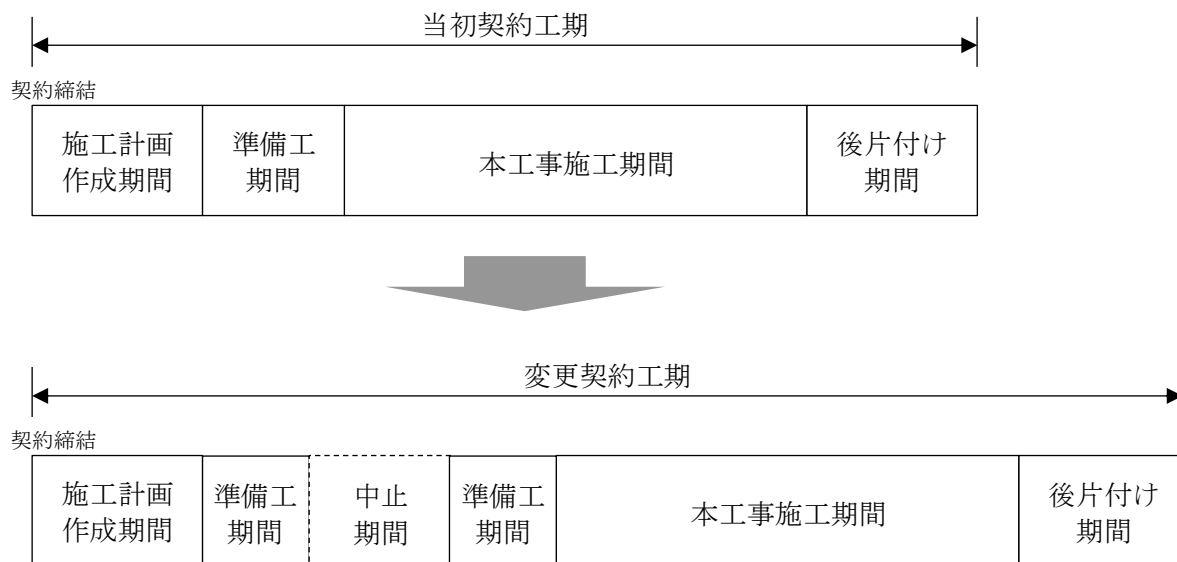
- 契約書第16条2項（工事用地の確保等）に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

9-4 準備工期間に一時中止した場合

1. 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
2. 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。

10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

(1)設計書における取扱い

1. 増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
2. ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費、及び変更契約額とみなす。

(2)事務処理上の取扱い

1. 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
2. 増加費用の積算は、受注者の請求があった場合は速やかに受発注者が協議を行う。

11 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

11-1 増加費用に関する基本事項

増加費用に関する基本事項

対象工事 (S57.3.29 建設省通達)	発注者が、契約書第20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○<u>予測し難い理由</u>により一時中止した工事 ○施工途中にある工事の<u>主要部分を長期にわたって</u>（指示した期間）一時中止した工事 ○<u>著しい</u>増加費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドライン p8)	○工事現場の<u>維持</u>に要する費用 ○工事体制の<u>縮小</u>に要する費用 ○工事の<u>再開準備</u>に要する費用
増加費用の算定 (ガイドライン p9)	○増加費用の算定は、受注者が<u>基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</u> ○各構成費目は、原則として<u>一時中止期間中に要した費用の内容について積算する。</u> ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

11-2 工事一時中止の区分

「一時中止」と「一部一時中止」

契約書（第 20 条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰することができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）がある。

■一部一時中止の場合の増加費用について

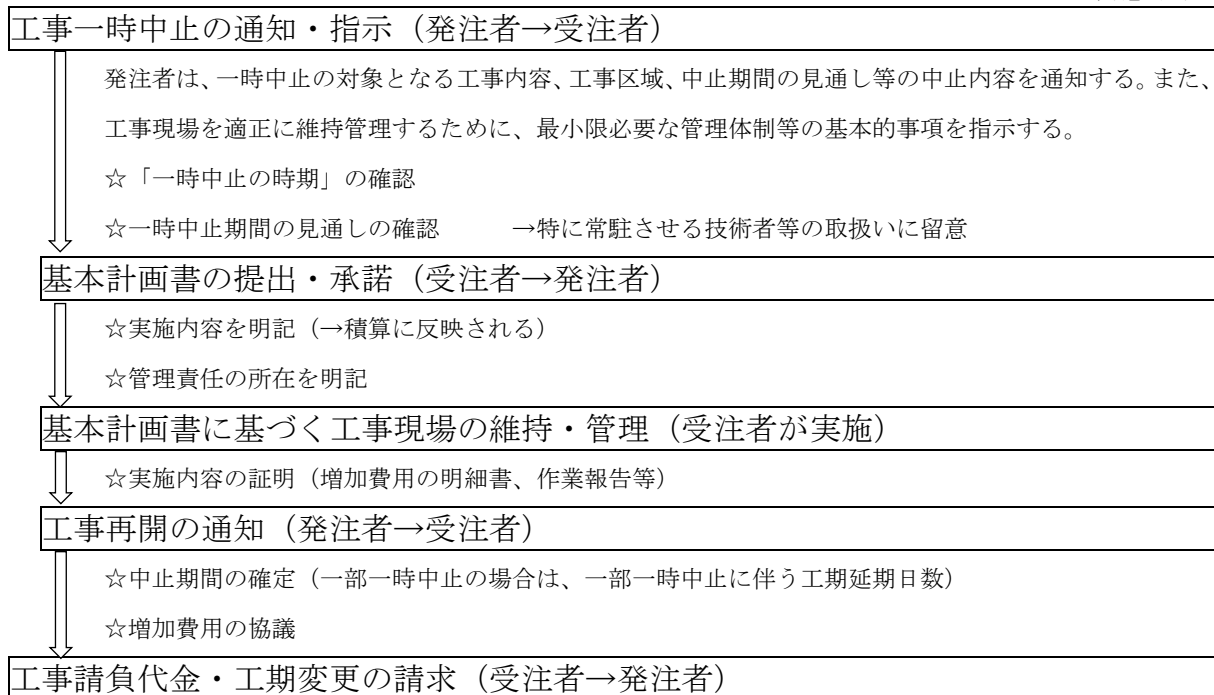
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。（主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない）

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる 時期 (契約書第 51 条)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるときは 6 ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増加費用の 算定方法	積上げ積算による	

11-3 請求の流れ及び適用範囲

(1) 工事一時中止の増加費用について

☆は留意事項



☆増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

	契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
中止の 時期	契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	
増加費用 積算方法	増加費用は計上しない ※一時(全部)中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の 1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される	積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、発注者が精査し、妥当性を判断した上で、官積算をするものとする。 ※、設計図書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している場合（出水期を含む工期設定等）、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額は原則として変更の対象としない。	

(2)増加費用の範囲

①現場維持に要する費用

- イ. 工事現場の維持に要する費用
- ロ. 工事体制の縮小に要する費用
- ハ. 工事の再開・準備に要する費用

②本支店における増加費用・・・・・・・・・・一般管理費として率計上される

(3)中止期間中の現場維持等に要する費用

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
	③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	
	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	
	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

11-4 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例

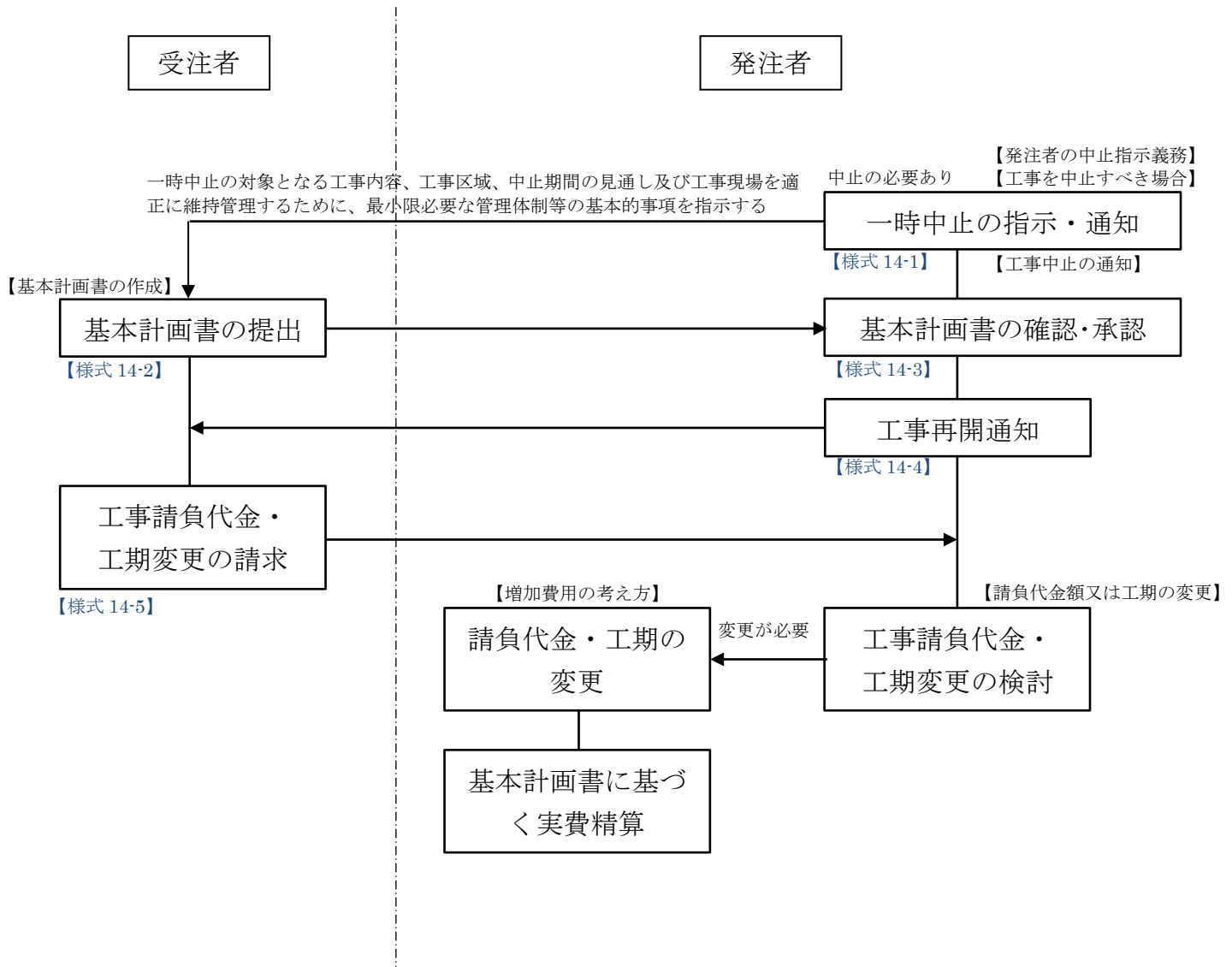
工 事 名 : ○○○電線共同溝工事

当 初 工 期 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 (○○○日間)

当初契約金額 : ￥○○○,○○○,○○○-

一時中止内容 : 現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件
移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 (○○○日間)



11-5 基本計画書の作成例

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

目次

1. 中止時点における内容	1
(1) 中止する工事の出来形	1
(2) 社員の体制	2
(3) 労働者数	3
(4) 搬入済みの材料	4
(5) 搬入済みの建設機械器具等	5
2. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事	6
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事	8
(1) 社員の体制、労働者数（必要な場合のみ）	8
(2) 現場点検の実施方法	9
(3) 天災等緊急時の対応、連絡体制	10
(4) 中止期間中の実施作業	11
(5) 中止期間中に現場に残置が必要な建設機械器具・施設	12
(6) 中止期間中に運転に必要な建設機械器具・施設	13
4. 中止した工事現場の管理責任に関する事	14
5. 工事一時中止に伴う増加費用 事前協議チェックリスト	15

3. 中止期間中の工事現場の維持・管理に関する事

(1) 社員の体制、労働者数（必要な場合のみ）

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人 常駐

監理技術者 非専任

施工担当者 代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇事務所〇〇課と協議のうえ、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業が無い、又は非専任の場合は、給与等の請求はできない。

(2) 現場点検の実施方法

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇事務所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

(3) 天災等緊急時の対応、連絡体制

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

(4) 中止期間中の実施作業

中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ・試掘の立会
企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
- ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- ・道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

11-6 工事請負代金変更請求の作成例（１）

工事一時中止に伴う増加費用等の見積			
工 事 名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間)	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			

工事一時中止に伴う増加費用等の見積						
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

※見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要

なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取り扱わない。

例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



提出書類を発注者が精査した上、妥当性の確認ができた項目を積み上げる（例では、全て確認できた場合、1,000 円未満を切り捨てた 3,456,000 円を増加費用として計上）

11-8 工事請負代金変更請求の作成例 (3)

◎増加費用の見積根拠例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書(平成〇〇年〇月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合 計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出

〇〇株式会社 創中
社 平成〇〇年〇月〇日
請求金額 101,300円
住所 〇〇県〇〇市〇〇
会社名 〇〇株式会社
代表者 〇〇〇〇〇〇
TEL 〇12-345-6789

出金票提出の欄に、出金票提出の旨を記載し、出金票提出の旨を記載してください。

項目	金額	備考
事務用品費	37,000	
通信交通費	26,300	
現場事務所	38,000	
合 計	101,300	

出金票提出の欄に、出金票提出の旨を記載し、出金票提出の旨を記載してください。

〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇〇〇
TEL 〇12-345-6789

③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

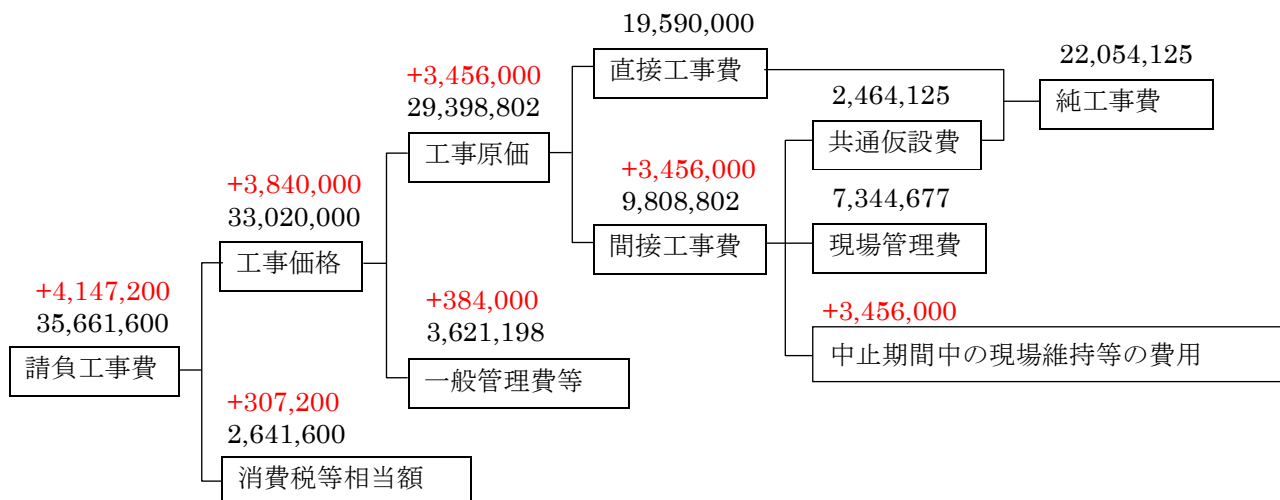
11-9 工事請負代金の構成（１）

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率は考慮しないものとする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

赤字は増額金額



12 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のため、受発注者協議により定めた次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用（一般管理費として率計上する）

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

13 工事の一時中止に係る手続き様式

様式 14-1

令和 年 月 日

受注者 住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事の一時中止について

下記工事について、次の理由により工事を中止されるよう、建設工事請負契約書第20条第2項の規定により通知します。

記

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 工 期

自令和	年	月	日	
至令和	年	月	日	日間
4. 一時中止期間

自令和	年	月	日	
至令和	年	月	日	日間
5. 同上による完成期限

令和	年	月	日
----	---	---	---
6. 一時中止理由
7. 一時中止の範囲
8. その他

工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を反映した基本計画書を様式14-2にて14日以内に提出し、承諾を得ること。

上記工事の一部中止を承諾し、一部返送する。

令和 年 月 日

受注者 住 所
氏 名

様式 14-2

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
氏 名

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 内 容

1. 中止時点における内容	○
2. 中止に伴う工事現場の体制と縮小と再開に関すること	○
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること	○
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること	○
5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト	

注) 上記1～4は必須

上記5は一時中止に伴う増加費用を請求する場合は必須

別紙

工事一時中止に伴う増加費用 事前協議チェックリスト

工事名: _____

No	費目	内容※2	対象		基本計画書 該当ページ	概算費用※1	備考
			有	無			
イ	材料費	①材料の保管費用	☐	☐			
		②他の工事現場へ転用する材料の運搬費	☐	☐			
		③直接工事費に計上された材料の損料等	☐	☐			
ロ	労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費 ※中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。	☐	☐			
		②他職種に転用した場合の労務費差額	☐	☐			
ハ	水道光熱 電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用	☐	☐			
ニ	機械経費	①工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	☐	☐			
ホ	運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用	☐	☐			
		②大型機械類等の現場内運搬	☐	☐			
ヘ	準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する	☐	☐			
ト	仮設費	①仮設諸機材の損料	☐	☐			
		②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	☐	☐			
		③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用	☐	☐			
チ	事業損失防止 施設費	仮設費に準じて積算した費用	☐	☐			
リ	安全費	①既存の安全設備に係る費用	☐	☐			
		②新たな工事現場の維持等に要する安全費	☐	☐			
ヌ	役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料	☐	☐			
		②電力・水道等の基本料	☐	☐			
ル	技術管理費	原則として増加費用は計上しない。	☐	☐			
フ	営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等	☐	☐			
ワ	労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用	☐	☐			
カ	社員等従業員 給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用	☐	☐			
ヨ	労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用	☐	☐			
		②解雇・休業手当を払う場合の費用	☐	☐			
タ	地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用	☐	☐			
レ	福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用	☐	☐			
			概算費用合計				

※1 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない

※2 内容の詳細は『工事一時中止に係るガイドライン』11増加費用の費目と内容を参照のこと

様式 14-3

令和 年 月 日

受注者 住所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事一時中止に伴う基本計画書について（承諾）

令和 年 月 日付けで提出された「工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について」は承諾する。

様式 14-4

令和 年 月 日

受注者 住所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

工事の再開等について

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した下記工事について、契約書第23条の規定に基づき次のとおり協議する。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 再開年月日 令和 年 月 日
4. 再開の範囲
5. 完成期限 令和 年 月 日

上記工事の再開等に同意し、一部返送する。

令和 年 月 日

受注者 住所
氏 名

様式 14-5

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
氏 名

工事一時中止に係る一時中止に伴う
請負代金額の変更について

現在当社で施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、建設工事請負契約書第20条により、次のとおり提出致します。

記

1. 工事番号

2. 工 事 名

3. 請 求 額

4. 請求額の根拠 別紙のとおり

14 降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の取扱い

土木請負工事において、降雨等*の影響により工期延長を行った場合（以下「工期延長」という）、工期延長に伴う増加費用について受注者から請求のあったものに対して、費用の必要性・数量などを発注者が精査し、妥当性を判断した費用について積上げ計上する。

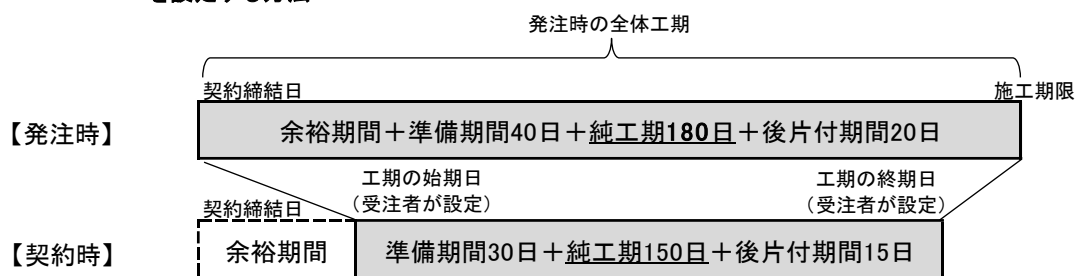
※「降雨等」とは 10 mm以上/日の雨、雪、あられ等の降水をいう

（留意点）

- ・本基準では、降雨等により断続的に発生する現場休止に伴う工期延長を対象としたもので、通常見込まれる規模を超える大規模出水等により、被災し、工事目的物、仮設物、現場搬入の資機材等に損害が生じた場合は「契約書第 29 条 不可抗力による損害」を適用し、本基準は適用しない。
- ・また、上記の不可抗力による損害を受けた場合を含め、工事を施工できない状況が継続する場合は、「工事の一時中止」の手続きにより適正に対応するものとする。
- ・余裕期間制度（フレックス方式）を活用する工事において、「降雨等の影響により工期延長を行った場合で増加費用の請求対象」に該当するのは、発注時に発注者が設定した純工期を超えて延長した場合である。なお、発注時の純工期については、受注者からの請求があれば提示するものとする。

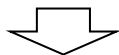
例)

【フレックス方式】 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



「降雨等の影響により工期延長を行った場合で増加費用の請求対象」に該当するケース

契約時：純工期 150 日



請求時：純工期 150 日＋延長日数 40 日＝190 日＞発注時の純工期 180 日

「降雨等の影響により工期延長を行った場合で増加費用の請求対象」に該当しないケース

契約時：純工期 150 日



請求時：純工期 150 日＋延長日数 20 日＝170 日＜発注時の純工期 180 日

14-1 請求の流れ及び適用範囲

☆は留意事項

工事完成延期願の事前協議（受注者⇄発注者）

工期延長の適否を協議する。(フレックス方式は受注者からの申し出に応じ、発注時の純工期を提示する)

工事完成延期願の提出（受注者→発注者）

受注者は、降雨等の影響により工期内に工事を完了することができないことが見込まれるときは、発注者に工事完成延期願及び降雨等日数整理表を提出する。(様式 4) (様式 4-3)

☆観測地点、降水日(10 mm以上/日)、降水量については、工事現場直近の気象庁観測所のデータを採用する。

☆余裕期間制度(フレックス方式)の場合は、変更後の純工期が当初発注者の設定した純工期を超えること。

工期延長の契約変更（受注者⇄発注者）……………①

受発注者協議により、降雨等による影響が認められれば工期延長の契約変更を行う。

☆降雨等の影響の判断基準：工事完成延期願届出時の現場稼働中工期の

標準降水日数<実降水日数 であること

☆当該工期延長の契約変更においては、他の増工等を事由とする変更手続きと合わせることを妨げない。

工事請負代金変更の請求（受注者→発注者）……………②

純工期末(本体工事、仮設工事の完了時)において、増加費用の請求を受注者から行う。(様式 4-2)

☆降雨等の影響の判断基準：純工期末での現場稼働中工期全体の 標準降水日数<実降水日数 であること

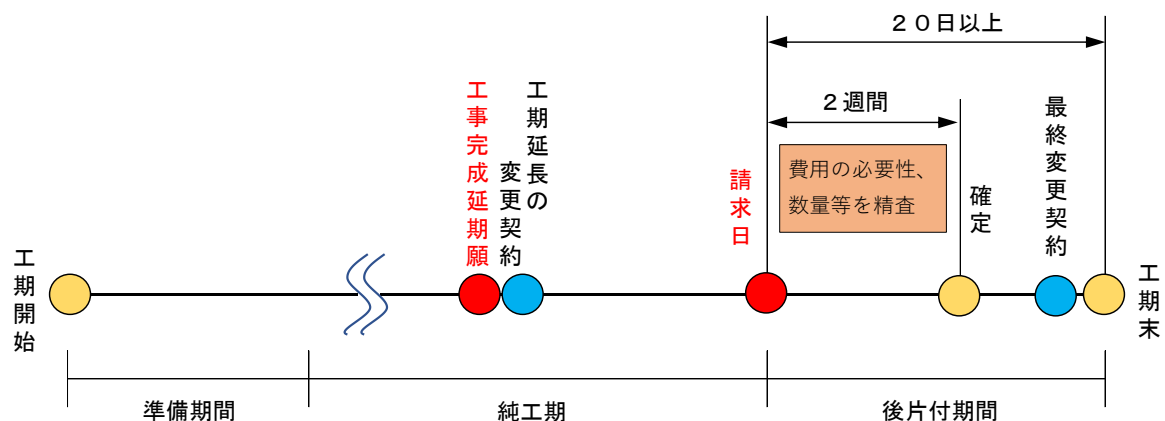
☆費用の必要性・数量等を示す資料を発注者へ提出し、発注者が精査し、妥当性を判断して費用計上する

☆余裕期間制度(フレックス方式)の場合は、変更後の純工期が当初発注者の設定した純工期を超えること。

14-2 工事請負代金変更の請求日

- ・工事請負代金変更の請求日は、原則、純工期末かつ「工期末から 20 日以上前の日」とする。
- ・現場条件、その他制約等によりやむを得ず 20 日が確保できない場合でも、請求内容の精査、妥当性を判断するため 2 週間を確保すること。

※現場作業全ての期間における降雨等の影響を把握し、費用算定に係る日数を確定させるため、請求日は純工期末としている。



14-3 降雨等の影響による延長日数の算出方法

降雨等の影響による工期延長日数の算出については、下記の算出方法とする。

- ・現場稼働中の工期（純工期から一時中止期間、工場製作期間、屋内作業期間を除く）における、実降水日数と標準降水日数とを比較し、実降水日数が標準降水日数を上回った日数を延長日数、費用算定の日数とする。
- ・実降水日数は、気象庁における現場近傍の観測所の 10 mm/日以上 の降水日とする。
- ・標準降水日数は「積算基準の運用(積算参考資料 I)」の総則 第 9 章その他 6. 工期の算定における現場地区の平均降水日数から算出する。

＜「工期延長の契約変更」時＞13-1(1)フロー中の①

工事完成延期願届出時の現場稼働中の工期：3 ヶ月（準備期間後～届出日）



《計算例》

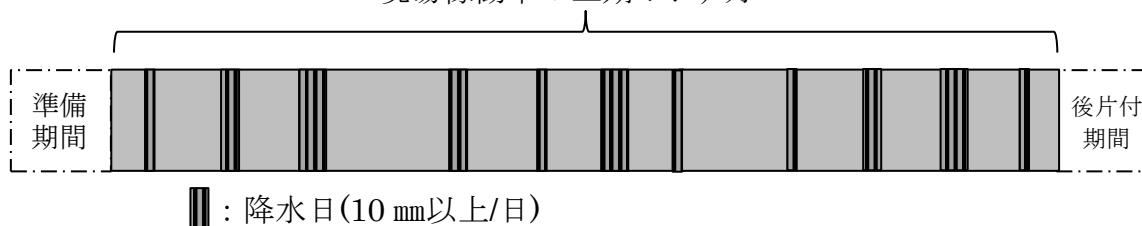
- ・実降水日数（10 mm以上/日）＝30 日 [降雨等日数整理表による]
- ・3 ヶ月の標準降水日数＝12 日（3.8 日/月（平均降水日数）×3 ヶ月）
- ・30 日－12 日＝18 日・・・延長日数

※準備期間後から延期願届提出日までの期間で算出

※日数は小数点第 1 位を切り上げ、整数止とする。

＜「工事請負代金変更の請求」時＞13-1(1)フロー中の②

現場稼働中の工期：7 ヶ月



《計算例》

- ・実降水日数（10 mm以上/日）＝42 日 [降雨等日数整理表による]
- ・7 ヶ月の標準降水日数＝27 日（3.8 日/月（平均降水日数）×7 ヶ月）
- ・42 日－27 日＝15 日・・・費用算定の日数

※日数は小数点第 1 位を切り上げ、整数止とする。

☆降雪による交通網の停滞等、降水日以降も現場作業が不可能であり、受注者より根拠資料を添付し請求があった場合には、その妥当性が確認できた日数について延長日数、費用算定の日数に加算できるものとする。

14-4 工事請負代金変更請求の作成例

降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の見積

工事名 ○○○工事

工事場所 ○○市○○町○○地先

契約工期 令和○年○月○日～令和○年○月○日

降雨等の影響による延長日数 15日

増加金額 ￥1,053,310 税抜増加金額 ￥957,555

降雨等の影響による工期延長に伴う増加費用の見積

工事名	規格	単位	数量	単価	金額
工期延長日数に係る増加費用					
(1) 現場維持費					
・従業員給料手当					
現場代理人		日	15	24,635	369,525
監理技術者		日	15	35,227	528,405
・営繕費					
現場事務所		日	15	3,648	54,720
・通信交通費		日	15	263	3,945
・動力・用水光熱費					
電気料金		日	15	47	705
水道料金		日	15	17	255
合計					957,555

降雨等日数整理表

工事番号 第○○—○○○○号
 工事名 ○○工事
 工事場所 ○市○○町○○地先
 契約工期 令和○年○月○日～令和○年○月○日

現場稼働中の工期：○日（令和○年○月○日～令和○年○月○日）
 標準降水日数 27日（「現場稼働中の工期」×「平均降水日数」）
 実降水日数 42日
 降雨等の影響による延長日数 15日（「実降水日数」－「標準降水日数」）

観測所名：姫路

年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量 (mm/日)
○月1日	13	○日	○	○月3日	14
2日	12	○日	○	4日	17
3日	16	○日	○	7日	26
○月14日	11	○日	○	11日	16
15日	19	○日	○	12日	21
16日	20	○日	○	20日	13
20日	15	○日	○	21日	11
21日	20	○月○日	○		
○日	○	○日	○		
○日	○	○日	○		
○日	○	○日	○		
○月○日	○	○日	○		
○日	○	○日	○		
○日	○	○日	○		
○日	○	○月○日	○		
○日	○	○日	○		
○日	○	○日	○		
○日	○	22日	18		
○月○日	○	30日	30		
○日	○	31日	10		

※提出の際には、実降水の根拠となる気象庁HP観測資料を添付すること。

※見積に対する妥当性の確認ができる証明書類及び降雨等日数根拠資料の提出が必要
 なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をい
 い、原則見積は証明書類として取り扱わない。

例えば)

- (1) 現場代理人等の給料について
 - ①当該現場での作業内容
 - ②給与等の内訳書
 - ③給与明細等の資料
- (2) 営繕費、通信交通費、動力・用水光熱費について
 - ①経費支払い集計調書
 - ②賃借料、通信費、水道光熱費等の証明書類の提出

提出書類を発注者が精査した上、妥当性の確認ができた項目を積み上げる（例では、
 全て確認できた場合、1,000円未満を切り捨てた 957,000円を増加費用として計上）

14-6 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。ただし、降雨等の影響による工期延長の場合は、事前に基本計画による受発注者協議が行えないため、請求時に受注者から費用の必要性、数量等の根拠資料を提出させ、それらを発注者が精査し妥当性を認めた場合に計上する。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の延長期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、降雨等による現場休止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めた機械の運転費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が延長されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の延長期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、延長に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の延長期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、延長に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の延長期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る延長期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の延長期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における延長期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

延長期間中等の工事現場の維持等のための次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ②降雨等による現場休止中の現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延長となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

降雨等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の延長期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の延長期間中の費用

（２）本支店における増加費用（一般管理費として率計上する）

延長に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（３）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

14-7 増加費用の算出例

<工事現場の維持に関する費用>

例 降雨等の影響による延長日数：15 日

- ①現場代理人等の給料
- ②現場事務所の維持費（賃料、動力・用水光熱等料金）
- ③通信交通費
- ④機械器具等の賃料

$$\begin{aligned}
 \text{増加費用} &= \Sigma (\text{証明書類における日当り費用} \times \text{降雨等の影響による延長日数}) \\
 &= \Sigma (\text{①}24,635 \times 15 \text{ 日} + \text{②}3,723 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} + \text{③}263 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} + \text{④} \\
 &\quad 1,800 \text{ 円} \times 15 \text{ 日}) \\
 &= 456,315 \text{ 円} \\
 &= 456,000 \text{ 円} [\text{端数処理：千円未満切り捨て}]
 \end{aligned}$$

①現場代理人等の給料

日当り費用：24,635 円

月別給与支払明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配金	給与手当 小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月	369,900	0	102,825	472,725
合計	2,589,300	139,804	719,775	3,448,879
対象期間月平均	369,900	19,972	102,825	492,697
対象期間日平均	18,495	999	5,141	24,635

月	日	曜日	日降水量 mm/日	作業の内容
○月	1	月	13	現場巡視
	2	火	12	現場巡視
	3	水	16	現場巡視・法面補修
○月	14	火	11	現場巡視
	15	水	19	現場巡視・材料養生
	16	木	20	現場巡視
	20	月	15	現場巡視
	21	火	20	現場巡視・環境整備
	22	水	18	現場巡視

☆現場代理人等の給料については、降雨等による休工時の作業内容（巡回等）の記録を受注者から提出させ、作業の実施を確認すること。

証明書類における日当り費用は、給与等の内訳書から算出する現場稼働中の工期の日平均労務費を基本とする。

②現場事務所の維持費

日当り費用：3,723 円

(現場事務所賃借料 3,648 円、電気料金 55 円、水道料金 20 円)

③通信交通費

日当り費用：263 円

	現場事務所	通信交通費	税抜き金額 動力・用水光熱費	
			電気料金	水道料金
○月	766,249	7,864	1,740	1,215
○月		7,946	1,640	
○月		8,863	1,620	
○月		7,726	1,660	1,144
○月		7,564	1,630	1,260
○月		7,985	1,650	
○月		7,463	1,640	
合計	766,249	55,411	11,580	4,272
1日当り	3648	263	55	20

☆通信交通費、動力・用水光熱費等のように月別でバラツキがあるものの日当り費用は、請求時の現場稼働中の工期内の平均値を基本とする。

④機械器具等の賃料

日当り費用：1,800 円

リーヌ

請　求　書

〇〇〇株式会社 御中

ご利用期間 R○年○月○日～R○年○月○日
工事名 〇〇〇工事
工事場所 〇〇市〇〇町字〇

合計 ¥378,000
※この金額には消費税は含まれていません。

取引先コード 000-000-000-0000

住所
会社名
代表者
TEL

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇
000-000-0000

品名・形式	数量	単位	単価	金額	備考
工事用ガードフェンス h1800 〇枚	1	式	178,000	178,000	1枚：基本料500円、日40円、210分
保安灯 チューブ 〇本*10m	1	式	110,000	110,000	10m：基本料500円、日50円、210分
工事用バリケード 〇基	1	式	90,000	90,000	1基：基本料300円、日20円、210分
計				378,000	

経理	営業所	担当	

処理番号 000000000-0000	

機械器具(保安用具)賃料

$$378,000 \div 210 \text{ 日(現場稼働中の工期)} \\ = 1,800 \text{ 円/日}$$

☆現場作業を行う重建設機械の賃料（特に特殊な機械や特定の工種に使用される重建設機械）について請求がある場合は、実降水日と当該重建設機械の施工期間が重複することを示す資料を受注者から提出させ、降雨等の影響による休止の影響を受けている等の妥当性が判断できたもののみ計上する。

様式 4-2

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

受注者 住 所
氏 名

降雨等の影響による工期延長に伴う請負代金額の変更について

現在当社で施工中の下記工事の降雨等の影響による工期延長に伴う請負代金額の変更について、次のとおり提出致します。

記

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 請 求 額
4. 請求額の根拠 別紙のとおり

様式 4-3

降雨等日数整理表

工事番号 第 一 号
 工事名
 工事場所
 契約工期 令和 年 月 日～令和 年 月

現場稼働中の工期： 日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）
 標準降水日数： 日（「現場稼働中の工期」×「平均降水日数」）
 実降水日数： 日
 降雨等の影響による延長日数： 日（「実降水日数」－「標準降水日数」）

観測所名：

年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量 (mm/日)	年月日	日降水量 (mm/日)

※提出の際には、実降水の根拠となる気象庁HP観測資料を添付すること。

15 参考資料

15-1 兵庫県建設工事請負契約書（令和 7 年 4 月時点）

第 16 条 （工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第 18 条 （条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注

者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 (工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条 (工期の変更方法)

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第29条 (不可抗力による損害)

目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1)工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2)工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(3)仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第31条 （検査及び引渡し）

受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第51条 （受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

15-2 土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月時点）

1-1-1-15 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-43 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

Ⅲ 設計図書の照査ガイドライン (案)

平成 29 年 7 月

兵庫県 土木部

(改定履歴)

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定

令和 8 年 1 月 1 日 一部改訂

目次

1	「設計図書の照査」の基本的考え方.....	1
1-1	「設計図書の照査」に係わる規定について.....	1
1-2	「設計図書の照査」の位置づけ.....	2
2	「設計図書の照査」の範囲を超えるもの.....	3
3	設計照査結果における受発注者間のやりとり.....	5
4	設計図書の照査項目及び内容.....	7
5	照査項目チェックリスト.....	10
5-1	照査項目チェックリストの作成手順.....	10
5-2	照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項.....	10

1 「設計図書の照査」の基本的考え方

1-1 「設計図書の照査」に係わる規定について

工事請負契約書第18条（条件変更等）及び土木工事共通仕様書第1編1-1-1-3 設計図書の照査等においては、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担により行うこととなっている。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1-2 「設計図書の照査」の位置づけ

1. 受注者は、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に基づいて、設計照査を行うこととなる。
2. 土木工事共通仕様書2. 設計図書の照査に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
3. また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ① 設計照査に係る費用
- ② 設計照査の結果を監督員に説明するために資料作成
(現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等)
- ③ 監督員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成

【発注者が実施する部分】

- ① 照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等
※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。

2 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

(1) 新たな計画の作成が伴う作業

- i) 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成
- ii) 構造物のタイプの変更に伴う修正設計 等

(2) 計画変更に伴い発生する付帯作業

- i) 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加
- ii) 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成
- iii) 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し 等

(3) 工事目的物の建設とは関連のない作業

- i) 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計 等

※ 具体的な事例

- 1) 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 2) 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 3) 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 4) 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 5) 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 6) 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- 7) 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 8) 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 9) 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- 10) 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 11) 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 12) 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- 13) 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事

共通仕様書「3-2-6-15 路面切削工」「10-14-4-5 切削オーバーレイ工」「3-2-6-17 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。

14) 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。

15) 概算（数量）発注工事における構造計算及び図面作成

16) 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算及び図面作成

17) 照査の結果、必要となった追加調査の実施や図面等作成

〈例〉・ボーリング調査

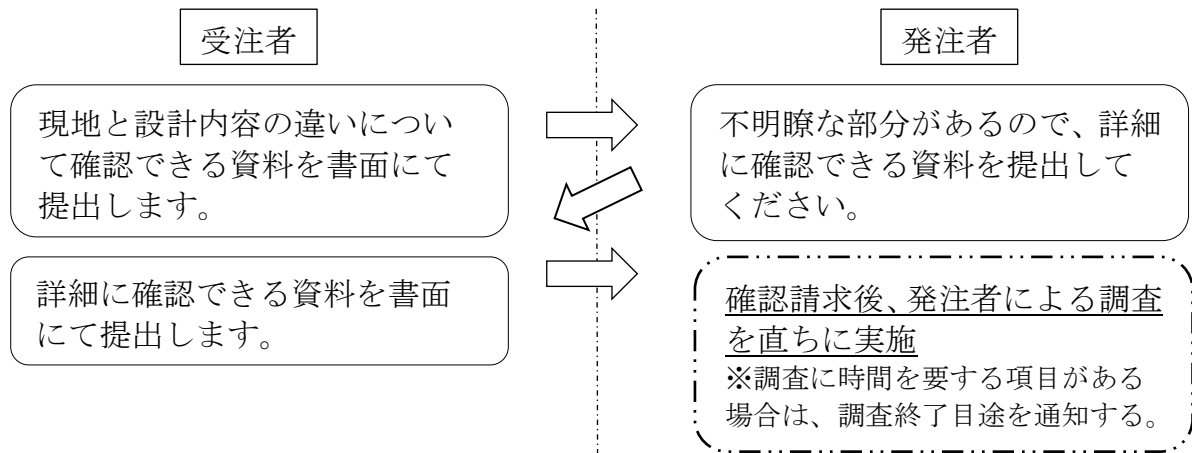
・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査

・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査。

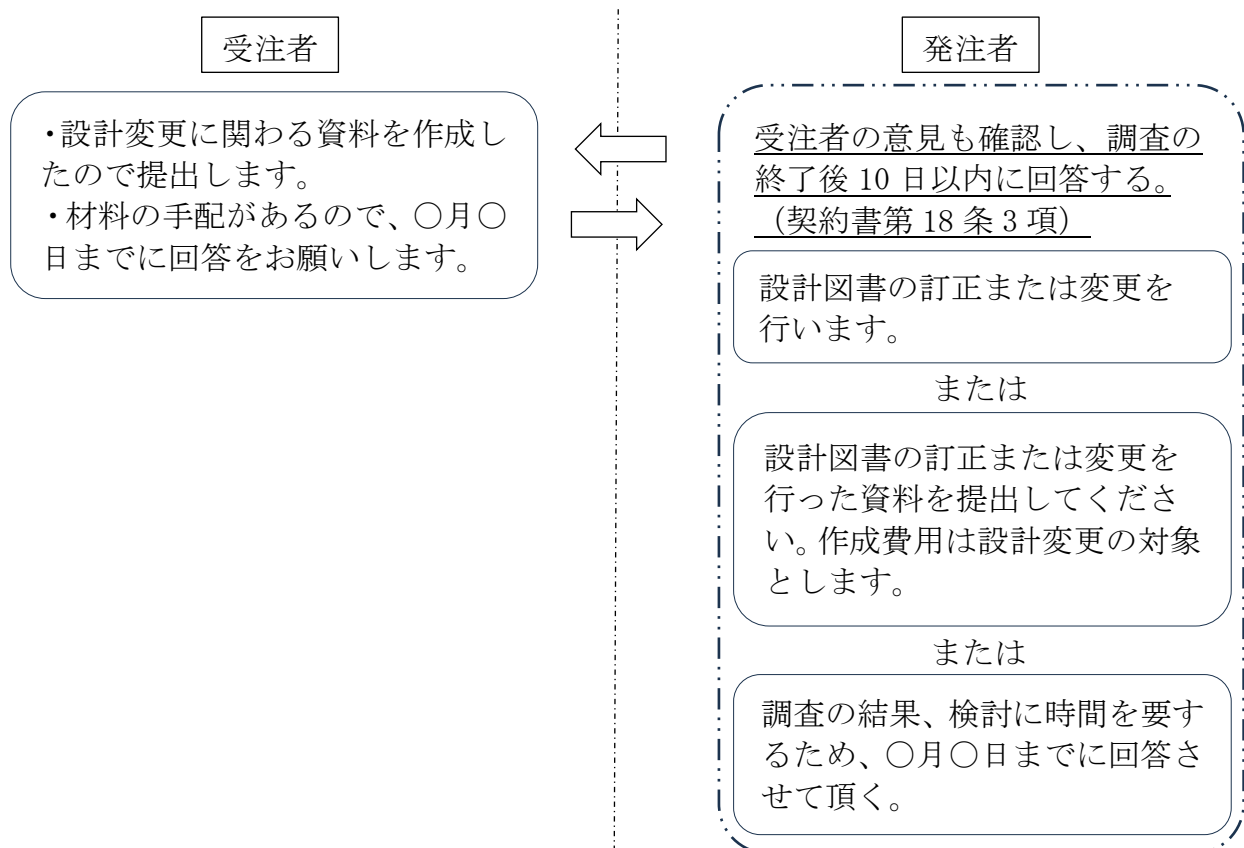
18) 関係機関との協議資料作成

3 設計照査結果における受発注者間のやりとり

(1) 照査結果の報告（受注者負担）



(2) 照査結果を受け設計図書の変更行う場合（発注者負担）



(3) 照査結果の回答について

契約書第18条（条件変更等）より

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの	発注者が行う。
二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの	発注者が行う。
三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

※工事請負契約書に基づき、設計照査に伴う設計図書の修正は、発注者が行うものである。ただし、今後、施工に伴い必要となると推測される仮設工等における内容については、上記の限りではない。

※図面修正や調査を受注者に依頼する場合は、必ず作成費用及び工期は、設計変更を行うこと。

4 設計図書の照査項目及び内容

No.	項 目	主な内容	
1	当該工事の 条件明示内 容の照査	1-1	特記仕様書における条件明示事項に不足がないかの確認を行ったか
		1-2	特記仕様書における条件明示事項と現場条件に相違がないかの確認を行ったか
2	関連資料・貸 与資料の確 認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6	測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物及び架空線を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか
		3-10	道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか

No.	項 目	主な内容	
3	現地踏査	3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他 ※橋梁上部工のみ対象
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認 ※橋梁上部工のみ対象
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象

No.	項 目	主な内容	
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象

5 照査項目チェックリスト

1. 受注者は、施工前及び施工途中において「設計図書の照査」を実施するが、「3. 設計図書の照査項目及び内容」に基づき照査を行うこととし、その照査結果については、打合せ簿に添付して監督員に報告する等に活用する。

5-1 照査項目チェックリストの作成手順

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。
なお、施工前には確認できないが、将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について、「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。
- ③ 照査を完了した項目について、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、照査状況及び結果を報告する。
その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

5-2 照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

- ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。
- ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体の確認項目を明確にしておく。
- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。
ただし、工事によって照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除は行わないこと。

提出年月日: _____

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項 目	主 要 内 容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 特記仕様書における条件明示事項に不足がないかの確認を行ったか	☐	☐	☐		☐	☐	
		1-2 特記仕様書における条件明示事項と現場条件に相違がないかの確認を行ったか	☐	☐	☐		☐	☐	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-3 浚渫工の施工において、高水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-6 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-8 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないかの確認、関連資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-11 地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物及び架空線を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-12 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-4 土留・仮締切工の仮設目杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、掘削等を行い、埋設物を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-6 砂防土工における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
3	現地踏査	3-10 道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-19 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
4	設計図	4-1 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配筋鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認(法線、築堤護岸、付属構造物等)	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-5 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-6 構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断面図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) ・本体と付属物の取り合い 等	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認 ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・使用材料 ・その他 ※橋梁上部工のみ対象	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-11 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認 ※橋梁上部工のみ対象	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-12 地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
4	設計図	4-13 隣接工区等との整合はとれているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		4-14 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象	☐	☐	☐		☐	☐	
5	数量計算	5-1 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		5-2 数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		5-3 横断面図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
6	設計計算書	6-1 使用されている設計基準等は適切かの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		6-2 設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐		☐	☐	
		6-3 構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐		☐	☐	

Ⅳ 受発注者間の コミュニケーション

平成 29 年 7 月

兵庫県 土木部

(改定履歴)

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定

令和 8 年 1 月 1 日 一部改定

目次

1	受発注者の協議・回答の迅速化(ワンデーレスポンス活動)	1
2	ウィークリースタンスの実施.....	2
3	設計・施工技術連絡会（三者会議）	3

1 受発注者の協議・回答の迅速化(ワンデーレスポンス活動)

工事現場において諸問題が発生した場合、対処に必要な意思決定に時間を費やさな
いよう、発注者、受注者の双方ができる限り迅速な協議・回答を実施する。

①発注者の取組

- i) 諸問題に対して、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という迅速な対応を組織的に意識して実施する。
- ii) 迅速な回答が困難な場合、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、現場にて受注者が次の段取りができるような回答を行う。

②受注者の取組

- i) 発注者が迅速な回答を実施するために、的確な状況の資料等により報告を早期に行うこと。
- ii) 報告及び協議に併せて、いつまでに回答が必要なのかを発注者に伝えること。
- iii) 発注者と綿密な打合せと情報共有を図ること。

2 ウィークリースタンスの実施

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的・効率的に工事および業務を履行することで、より一層の品質向上に努めると共に、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図ることを目的とする。（ウィークリースタンス実施要領（案）【令和6年7月1日適用】を参照）

①対象

土木部所管の全ての工事を対象とする。ただし、災害対応等の緊急を要するものは除く。

②実施内容

着手時の打合せにおいて、受発注者間で詳細な内容を設定し実施する。

- i) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- ii) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- iii) 勤務時間外に書類等の作成等依頼をしない。
- iv) 昼休みや勤務時間外の打合せ等を行わない。
- v) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- vi) 打合せは Web 会議(ビデオ会議機能)も活用する。
- vii) 前各号のほか、受発注者間において確認のうえ、決定した工事や業務の労働環境改善に関わる取組を行う。

なお、災害対応等の緊急を要する場合は「例外」とする。また、工事途中での取組の変更も可能とする。

3 設計・施工技術連絡会（三者会議）

設計・施工技術連絡会議は、「公共工事の品質確保」及び「隠れたリスクの明確化による適切な工程管理の実施」を目的として、発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前に、一堂に会して施工上の課題の解決を行う場とする。（平成 22 年 5 月 28 日付技企第 1024 号を参照）

①対象工事

『工事発注後に発注者、受注者の間で疑義が生じ、生じた疑義の内容・工事の技術的難易度等を勘案した上で、隠れたリスクの明確化が必要であると考えられ、三者会議の開催が必要であると発注者が判断した工事』を対象とする。

②それぞれの役割

発注者：事業目的、現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達

設計者：設計業務の成果品による設計思想・設計条件等の伝達

受注者：施工上の課題、仮設計画に関すること、新技術の提案等の説明

③費用の負担

受注者に対する費用：工事打合せに含まれる。

設計者に対する費用：発注者は、旅費交通費、会議への出席に要する費用について、設計者と業務委託契約（随意契約）を締結することを原則とする。

④留意点

課題の原因が工事に関する設計業務等委託成果品の契約不適合による場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、成果品の修補を設計者に行わせる。ただし、契約不適合責任期間を過ぎている場合はこの限りではない。

37. 施設台帳等作成の手引き

「施設台帳等作成の手引き」について

1. 目的

本手引きは、兵庫県土木部が管理する施設の維持管理において必要となる施設台帳等（施設台帳・点検台帳・法定台帳）を継続的に作成、更新及び「社会基盤施設総合管理システム（以下、「総合管理システム」という）」へ登録するため、施設台帳等の作成方法や発注者への納品方法について受注者向けに解説し、施設台帳等の作成・登録の推進を目的とする。

2. 適用範囲

本手引きは、「施設台帳等チェックリスト兼登録用台帳発行依頼シート」及び「施設台帳等（施設台帳、点検台帳、法定台帳）」の作成に適用する。なお、施設台帳等の作成は、土木工事共通仕様書、設計業務等共通仕様書、及び特記仕様書に規定している。

「施設台帳等作成の手引き」については下記を参照すること。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/shisetsudaicho.html>

（検索エンジンにおいて、「兵庫県 施設台帳」で検索）

38. 兵庫県建設リサイクルガイドライン

兵庫県建設リサイクルガイドライン

平成 16 年 8 月

(令和 8 年 8 月改定)

兵庫県土木部・まちづくり部

目 次

1	兵庫県建設リサイクルガイドラインについて	P 1
2	建設リサイクル関係書類の作成について	
1)	リサイクル関係書類の作成について[土木工事]	P 4
2)	リサイクル関係書類の作成について[建築工事等]	P 5
3	各様式について	P 6
	説明書表書（様式 1）	P 7
	説明書資料（様式 1-1）	P 8
	別紙（様式 1-2）	P 9
	法 13 条書面（様式 2-1～2-3）	P 10
	法 13 条書面の裏紙（様式 2-4）	P 13
	通知書表書き（様式 3）	P 14
	再生資源利用計画書（様式 4-1）	P 15
	再生資源利用促進計画書（様式 4-2）	P 16
	告知書表書（様式 5）	P 17
	再生資源利用実施書（様式 6-1）	P 18
	再生資源利用促進実施書（様式 6-2）	P 19
	リサイクル阻害要因説明書（様式 7）	P 20
	再資源化等報告書（様式 8）	P 22
	建設資材廃棄物引渡完了報告書（様式 9）	P 23

附 則

平成 16 年 8 月 1 日策定

平成 20 年 4 月 1 日から適用

平成 22 年 7 月 1 日から適用

平成 23 年 5 月 1 日から適用

平成 29 年 8 月 1 日から適用

平成 30 年 4 月 1 日から適用

令和 8 年 8 月 1 日から適用

令和 8 年 9 月 8 日一部訂正

1 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて

(1) 目的

「近畿地方における建設リサイクル推進計画」における目標値（以下「目標値」という。）を達成するためには、事業の初期段階からリサイクルにかかる検討・調整を行うとともに、実施に至る各段階において、その検討・調整状況を把握・チェックしていくことにより、公共工事発注者の責務としてリサイクル原則化ルールの徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインにおいて、リサイクルにかかる検討・調整事項や再生資源利用計画書等の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の各執行段階での、具体的な実施事項をとりまとめた。

(2) 対象事業

土木部・まちづくり部所管の全ての事業（受託事業を含む）を対象とする。

(3) 実施事項

1) 計画・設計、積算段階

対象事業を実施する機関（以下「発注機関」という。）の工事担当者は、リサイクル原則化ルール徹底による目標値の達成に向け、計画・設計、積算の各段階で、以下の検討・調整を行う。

- ①建設廃棄物等の発生抑制や減量化に資する計画・設計内容の見直しや建設副産物の現場内利用を検討する。
- ②建設副産物の再生利用を促進するため、土砂・砕石等再生材利用を検討する。
- ③建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた流用調整を行う。

2) 契約段階

○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、リサイクルの実施状況を把握するため、直接工事を請け負う建設工事業業者（以下、「元請業者」という。）に対し、以下の書類の作成・提出を指示する。

- ①工事着手前：「再生資源利用(促進)計画書」（様式 4-1、4-2）
- ②工事完了時(再資源化等完了時)：「再生資源利用(促進)実施書」（様式 6-1、6-2）うち、対象事業が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号）第 16 条の 3 に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告をあわせて周知する。

※神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市での工事の場合は、県条例に代えて各市条例が適用される。

○対象事業が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に定める「対象建設工事」である場合

発注機関の工事担当者は、同法第 12 条第 1 項に基づき、工事契約に先立って、落札者から説明書（様式 1 及び様式 1 に示す添付資料）及び知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付とその内容説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等が適切であることを確認する。

3) 施工段階

○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・チ

チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。

① 工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。

② 工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が 10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書（様式 7）を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、土木部技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。

○対象事業が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に定める「対象建設工事」である場合
発注機関の工事担当者は、工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、同法第 18 条第 1 項に基づく再資源化等報告書（様式 8）の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。

○対象事業が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合

発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号）第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から 15 日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告（様式 9）に産業廃棄物管理票（運搬終了報告・通知）の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。但し、施工区域が神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市の場合は、各市条例に基づく報告となる。

（4）その他

工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。

（5）各品目におけるリサイクル目標値

各品目におけるリサイクル目標値については、最新の「近畿地方におけるリサイクル推進計画」によるものとする。

（6）特記仕様書について

【建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合】

（建設副産物対策）

リサイクルの実施状況を把握し、「近畿地方におけるリサイクル推進計画」の推進を図るため、施工段階に応じて以下の書類を作成し、提出すること。

① 工事着手前：「再生資源利用（促進）計画書」

② 工事完了時（再資源化等完了時）：「再生資源利用（促進）実施書」

※土木工事については「土木工事共通仕様書」（兵庫県土木部）に掲載済みのため、不要。

【建設リサイクル法第 9 条第 1 項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合】
（建設副産物対策）

建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄

物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号) 第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。

※神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市での工事の場合は、県条例に代えて各市条例の名称等を記載する。

※土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県土木部)に掲載済みのため、不要。

2 建設リサイクル関係書類の作成について

(1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書(再資源化施設等への処分条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	—	設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載(特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、請負金額が500万円(税込)以上の解体工事を含む場合の追記有)
2) 工事契約前	説明書(様式1)	説明書資料(様式1-1) 別紙(様式1-2) 工程表(任意様式)	落札者	工事担当者	法第12条 第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、請負金額が500万円(税込)以上の場合に作成(告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請業者へ提出)
3) 工事契約時	13条書面(様式2-1～2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 省令第7条	
4) 工事着手前	通知書(様式3)	再生資源利用(促進)計画書	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	
	告知書(様式5) (工事担当者より元請業者に 周知)	通知書(様式3)の表の写し 説明書添付資料(様式1-2、 工程表)の写し(工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条 第3項	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
	再生資源利用(促進)計画書	—	工事請負者	工事担当者	土木工事共通仕様書	
5) 工事完成時 (再資源化等完成時)	再生資源利用(促進)実施書	—	工事請負者	工事担当者	土木工事共通仕様書	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成
	阻害要因説明書(様式7)	—	工事担当者	設計書に添付	リサイクルプラン	
	再資源化等報告書(様式8)	再生資源利用(促進)実施書	工事請負者	工事担当者	法第18条 第1項	
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から15日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知)の写し	工事請負者	県知事 又は市長 (環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、請負金額が500万円(税込)以上の解体工事を含む場合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（H12.5）

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（H14.3）

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（県 H15.3 制定、H19.3 改正）※施工区域が神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市の場合は各市条例による。

(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書(再資源化施設等 への処分条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	—	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載(特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m ² 以上の建築物の解体工事である場合に追記有)
2) 工事契約前	説明書(様式 1)	説明書資料(様式 1-1) 別紙(様式 1-2) 工程表(任意様式)	落札者	工事担当者	法第 12 条 第 1 項	特定建設資材(Con、As、木材等を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円(税込)以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成 (告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請業者に提出)
3) 工事契約時	13 条書面(様式 2-1～2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第 13 条 省令第 7 条	
4) 工事着手前	通知書(様式 3)	再生資源利用(促進)計画書	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	
	告知書(様式 5) (工事担当者より元請業者に 周知)	通知書(様式 3)の表の写し 説明書添付資料(様式 1-2、 工程表)の写し(工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第 12 条 第 3 項	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
	再生資源利用(促進)計画書	—	工事請負者	工事担当者	リサイクルプラン	
5) 工事完成時 (再資源化等完成時)	再生資源利用(促進)実施書	—	工事請負者	工事担当者	リサイクルプラン	計画書と比較して 10%以上下がった場合に作成
	阻害要因説明書(様式 7)	—	工事担当者	設計書に添付	リサイクルプラン	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m ² 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円(税込)以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成
	再資源化等報告書(様式 8)	再生資源利用(促進)実施書	工事請負者	工事担当者	法第 18 条 第 1 項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m ² 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円(税込)以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式 9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知)の写し	工事請負者	県知事 又は市長 (環境部局) 工事担当者	条例第 16 条の 3	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積が 80 m ² 以上の建築物の解体工事である場合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（H12.5）

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（H14.3）

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（県 H15.3 制定、H19.3 改正）※施工区域が神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市の場合は各市条例による。

3 各様式について

建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。

※様式4、様式6は、最新の様式を用いて行うものとする。

(様式1)

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり
2. 添付資料
 - ① 説明書資料
 - ② 別紙 (該当工事に必要事項を記載したもの)
 - ③ 工程表 (工事着手日及び工程の概略を記載したもの)

(様式 1 - 1)

説明書資料

工 事 の 内 容	工 事 の 名 称			
	工 事 の 場 所			
	工 事 の 概 要	工事の種類 ☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注 1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____ 階数 _____ 請負代金 _____ 万円 (税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円 (税込)		
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 工事着手予定日 : 令和 年 月 日		
	請 負 者	会 社 名	現場代理人氏名	
	所 在 地	〒		
電 話 番 号	- - (内線)		F A X - -	

※受付番号： _____

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。

(例：舗装、築堤、土地改良等)

(様式1-2 (様式1の別紙))

別紙

□ 建築物の解体工事

建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他()	
工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい ⑤その他()	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無 その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 □手作業 □手作業・機械作業の併用
内装材に木材が含まれる場合		④の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可能 不可能の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込		ト	
廃棄 物発 生見 込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込及びその発生が見込 まれる建築物の部分	種 類	量の見込 発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	ト □① □② □③ □④ □⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	ト □① □② □③ □④ □⑤
		□建設発生木材	ト □① □② □③ □④ □⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

□ 建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材	
工程 ごとの 作業 内容	工 程	作 業 内 容	
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	
	⑤建築設備・内装等 ⑥その他	建築設備・内装等の工事 □有 □無 その他の工事 □有 □無	
廃棄 物発 生見 込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の 見込並びに特定建設資材が使用される 建築物の部分及び特定建設資材廃棄物 の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込 発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		□コンクリート塊	ト □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	ト □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	ト □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			

□ 建築物以外の工作物の工事(土木工事等)

工作物の構造(解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他()	
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()	
使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材	
工程 ごとの 作業 内容	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 ⑥その他	本体付属品の工事 □有 □無 その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 □手作業 □手作業・機械作業の併用
工作物に用いられた建設資材の量の見込(解体工事のみ)		ト	
廃棄 物発 生見 込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の 見込(全工事)並びに特定建設工事 が使用される工作物の部分(新築・維 持・修繕工事のみ)及び特定建設資材 の発生が見込まれる工作物の部分(維 持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込 発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		□コンクリート塊	ト □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	ト □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	ト □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			

(様式2-1)

法第13条及び省令第7条に基づく書面
(建築物に係る解体工事用)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式 2 - 2)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式 2 - 3)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用)

1 分別解体等の方法

工程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式 2 - 4)

(法 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の裏紙)

別紙

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(様式3)

第 号
令和 年 月 日

知事 様
市長 様

兵庫県〇〇県民局長
(〇〇土木事務所)

通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記工事を
令和〇〇年〇〇月〇〇日に工事着工しますので、下記のとおり通知します。

記

工 事 名 〇〇〇線 〇〇〇〇工事
(工事番号 〇〇第〇〇〇〇号)

工 事 場 所 〇〇市〇〇町〇〇

【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

【問い合わせ先】 兵庫県〇〇県民局〇〇土木事務所〇〇課〇〇〇〇
(住所) 兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号
(TEL) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

様式4-1 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

1.工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄		加盟団体名			記入年月日	令和	年	月	日
	担当者		請負会社名			工事責任者				
	TEL		建設業許可または解体工事業登録	TEL		調査票記入者				
			会社所在地		FAX					

工事名			請負金額	(税込)		左記金額のうち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	建築面積	m ²	階数(地上)	階	
工事施工場所	工事種類		工期(開始)	令和	年	月	日	延床面積	m ²	階数(地下)	階
(地先等)			工期(終了)	令和	年	月	日	再資源化等が完了した年月日	構造	用途	
工事概要等	施工条件の内容				令和	年	月	日			
			震災関連								

2.建設資材利用計画

建 設 資 材 (新材を含む全体の利用状況)					左 記 の う ち、 再 生 資 材 の 利 用 状 況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)						再生資源 利用率 (B) / (A) *100
分 類	小分類	規 格	主な利用用途	利用量 (A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再 生 資 材 の 供 給 元 場 所 住 所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合 計		(トン)						(トン)	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合 計		(トン)						(トン)	
	木材			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合 計		(トン)						(トン)	
	アスファルト混合物			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合 計		(トン)						(トン)	
その他建設資材	土砂			(締めm3)						(締めm3)	
				(締めm3)						(締めm3)	
		合 計		(締めm3)						(締めm3)	
	砕石			(m3)						(m3)	
				(m3)						(m3)	
		合 計		(m3)						(m3)	
	塩化ビニル管・継手			(kg)						(kg)	
				(kg)						(kg)	
		合 計		(kg)						(kg)	
	石膏ボード			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合 計		(トン)						(トン)	
	その他の建設資材			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合 計		(トン)						(トン)	

様式4-2 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類		①発生量 (掘削等) =②+③+④	現 場 内 利 用			減 量 化		現 場 外 搬 出 に つ い て								再生資源利用 促 進 率 (②+③+⑤) / ① (%)
場外搬出時の 性状	用途		②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬 出 先 名 称	区分	施工条件 の内容	搬 出 先 場 所 住 所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量	
特定建設資材 廃棄物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設汚泥	(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	廃塩化ビニル管・ 継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)		(kg)	
							搬出先2				km		(kg)		(kg)	
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
建設 廃棄物	紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	第一種 建設発生土	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			搬出先1				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
							搬出先2				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
	第二種 建設発生土	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			搬出先1				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
							搬出先2				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
建設 発生 土	第三種 建設発生土	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			搬出先1				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
							搬出先2				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
	第四種 建設発生土	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			搬出先1				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
							搬出先2				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
	浸 漬 土 以外の泥土	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			搬出先1				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
							搬出先2				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
	浸 漬 土 (建設汚泥を除く)	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			搬出先1				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
							搬出先2				km	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3	
合計	(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3								(地山)m3	(地山)m3	(地山)m3			

(様式5)

告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第3項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり
2. 添付資料
 - ①通知書写し
 - ②別紙 (説明書に添付したもの)
 - ③工程表 (説明書に添付したもの)

様式6-1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

1.工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄		加盟団体名				記入年月日	令和	年	月	日
	担当者		請負会社名				工事責任者				
	TEL		建設業許可 または 解体工事登録		TEL		調査票記入者				
			会社所在地		FAX						

工事名				請負金額	(税込)			左記金額のうち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用			建築面積	m ²	階数(地上)	階	
工事施工場所				工期(開始)	令和	年	月	日	(税込)			延床面積	m ²	階数(地下)	階
(地先等)				工期(終了)	令和	年	月	日	再資源化等が完了した年月日			構造		用途	
工事概要等	施工条件の内容			令和					年		月		日		
				震災関連											

2.建設資材利用実施

建 設 資 材 (新材を含む全体の利用状況)					左 記 の う ち、 再 生 資 材 の 利 用 状 況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)							再生資源 利用率 (B) / (A) *100
分 類	小分類	規 格	主な利用用途	利用量 (A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再 生 資 材 の 供 給 元 場 所 住 所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)		
特定建設資材	コンクリート			(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)		
		合 計		(トン)						(トン)		
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)		
		合 計		(トン)						(トン)		
	木材			(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)		
		合 計		(トン)						(トン)		
	アスファルト混合物			(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)		
		合 計		(トン)						(トン)		
その他建設資材	土砂			(締めm3)						(締めm3)		
				(締めm3)						(締めm3)		
		合 計		(締めm3)						(締めm3)		
	碎石			(m3)						(m3)		
				(m3)						(m3)		
		合 計		(m3)						(m3)		
	塩化ビニル管・継手			(kg)						(kg)		
				(kg)						(kg)		
		合 計		(kg)						(kg)		
	石膏ボード			(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)		
		合 計		(トン)						(トン)		
	その他の建設資材			(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)		
		合 計		(トン)						(トン)		

様式6-2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の 性状	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現 場 内 利 用			減 量 化		現 場 外 搬 出 に つ い て									再生資源利用 促 進 率 (②+③+⑤) / ① (%)
			用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬 出 先 名 称	区分	施工条件 の内容	搬 出 先 場 所 住 所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量	
建 設 廃 棄 物	コンクリート塊	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	その他がれき類	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設汚泥	(トン)		(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	金属くず	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	廃塩化ビニル管・ 継手	(kg)						搬出先1				km		(kg)		(kg)	
								搬出先2				km		(kg)	(kg)	(kg)	
建 設 発 生 土	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	廃石膏ボード	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	紙くず	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	アスベスト (飛散性)	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	その他の分別 された廃棄物	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)	
								搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	第一種 建設発生土	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)			搬出先1				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)	
								搬出先2				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)	
	第二種 建設発生土	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)			搬出先1				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)	
								搬出先2				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)	
第三種 建設発生土	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)			搬出先1				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
							搬出先2				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
第四種 建設発生土	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)			搬出先1				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
							搬出先2				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
浸透土 以外の泥土	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)			搬出先1				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
							搬出先2				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
浸透土 (建設汚泥を除く)	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)			搬出先1				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
							搬出先2				km		(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		
合計	(地1m3)		(地1m3)	(地1m3)									(地1m3)	(地1m3)	(地1m3)		

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工 事 名	
工 事 概 要	

Ⅰ. 建設資材利用計画

【 】内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	【 100 %】	【 100 %】	【 100 %】
再生材の供給場所がなくなった			
再生材の供給量が減少した			
再生材の規格が仕様に適合しなくなった			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

Ⅱ. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

【 】内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	【 90 %】	【 概ね100% 】	【 概ね100% 】
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

【 】内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	(%)	(%)	
	[%]	[%]	
計画書に比べて10%以上下がった理由	【 95 %】	【 95%以上 】	
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

- 注) それぞれの品目で、再生資源利用率又は再生資源利用促進率が計画書に比べて10%以上下がった場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。
- 理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

(様式 8)

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込)
(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場
合など

- ☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

(様式9)

建設資材廃棄物引渡完了報告書

令和 年 月 日

兵庫県知事
注文者

様
様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 — —

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m ²
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡量		
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡量		

- 注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。
- 2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

39. 近畿建設リサイクル標識の現場掲示について

近畿建設リサイクル標識デザイン利用規定

（目的）

第1条 本規定は、近畿地域※1において、各種公表資料や工事現場などで建設リサイクルの取り組みを近畿各府県民にPRし、もって一般の建設リサイクルへの認識及び理解を深めることを目的とし、統一の建設リサイクル標識デザイン（以下、標識デザイン）を制定し、その使用について必要な事項を定めるものとする。

※1 近畿地域とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を指す。

（標識デザイン）

第2条 標識デザインは別図に掲げるものとする。

（利用に当たっての遵守事項）

第3条 標識デザインを利用する者（以下、利用者）は、標識デザインの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第1条に定める目的以外の目的のために使用しないこと。
- 二 建設副産物対策近畿地方連絡協議会又は第三者の権利若しくは利益を侵害するおそれのある行為を行わないこと。
- 三 著作権法、その他の関係法令を遵守すること。

（利用の停止等）

第4条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、前条各号に掲げる事項を遵守しない利用者及び、その他利用者として不適当と判断した者について、標識デザインの利用を停止し、利用者名を公表することができる。

（帰属）

第5条 標識デザイン意匠の著作権等、一切の権利は建設副産物対策近畿地方連絡協議会に帰属するものとする。

（使用規定の変更）

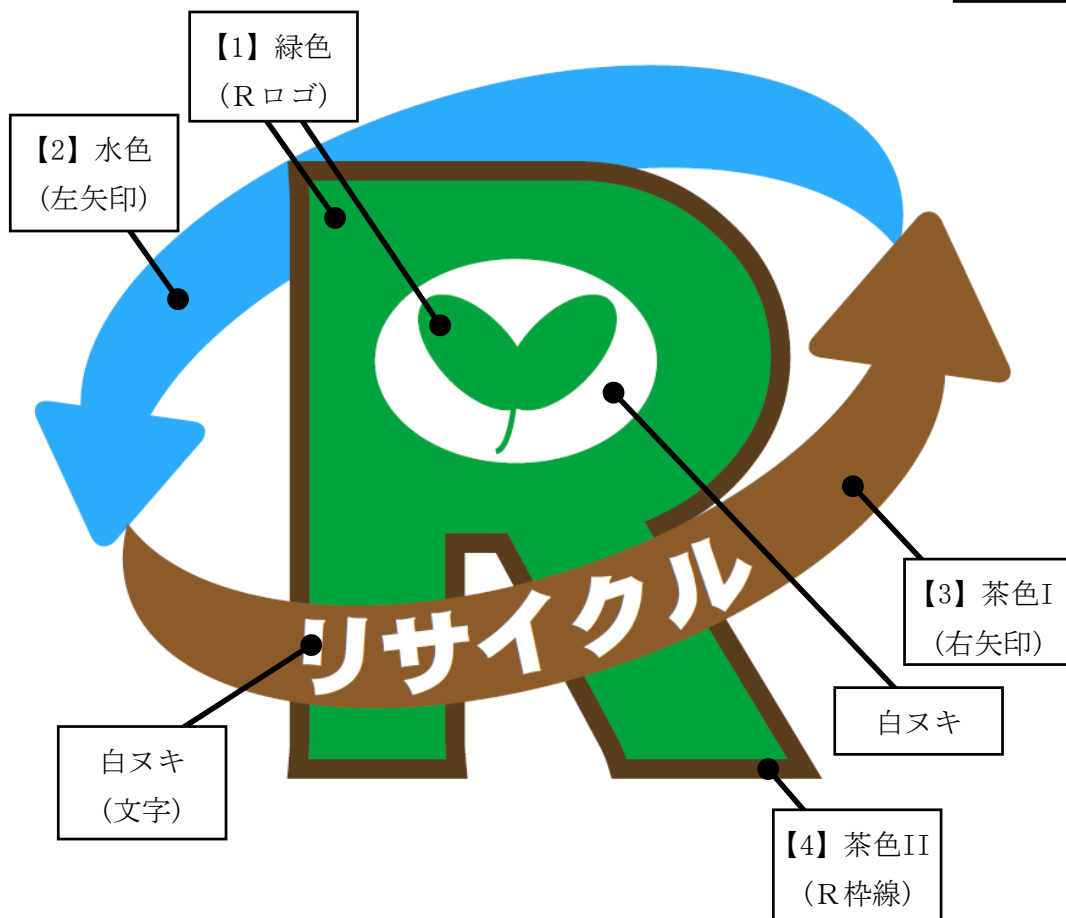
第6条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、幹事会の決議を経て、本規定を変更することができる。

（その他）

第7条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、標識デザインに関していかなる保証もその利用者に与えず、また、利用者の利用に関して一切責任を負わない。

附則

この規程は、平成23 年2 月21 日から施行する。



色指定（参考値）

	C	M	Y	K
【1】 緑色	100	0	60	35
【2】 水色	80	30	0	0
【3】 茶色I	0	35	70	45
【4】 茶色II	0	35	70	60

40. 過積載防止対策要領

過積載防止対策要領

第1条 目的

この要領は、ダンプトラック等による工事用資材（仮設材含む）や土砂等の運搬において過積載防止のために受注者が実施しなければならない事項を定める。

第2条 過積載の定義

過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。

第3条 適用範囲

この要領は、土木部が所管する工事に適用する。

第4条 施工計画書

受注者は、過積載防止に向けた体制や確認方法、撮影頻度等、具体的な取り組み内容を施工計画書に記載すること。

第5条 土砂等の搬出について

1) 土砂等積載量の管理方法

受注者は、搬出物毎に単位体積質量を基にして、荷姿や積込み回数の基準を設定すること。これにより積込み時において積載量を管理し、過積載を防止すること。

2) 搬出車両記録表の作成

①重量計による計測が可能な処分場へ搬出する場合

受注者は、重量計により全ての搬出車両の積載量を計量し、計量結果をとりまとめた搬出車両記録表を作成すること。さらに、搬出時における荷姿を写真撮影（搬出物毎に1回／1日）すること。

②重量計による計測が不可能な処分場へ搬出する場合（工事間流用も含む）

受注者は、自重計又は現場に設置した重量計により全ての搬出車両の積載量を計量し、計量結果をとりまとめ搬出車両記録表を作成すること。さらに、計測時における荷姿、自重計（または重量計）の読み値を写真撮影（搬出物毎に1回／1日）すること。

なお、最大積載量4 t以下などの自重計のない車両で搬出する場合は、過積載防止の取り組みについて監督員と協議の上、過積載防止の徹底を図ること。

3) 土砂等積載量の管理方法の見直し

受注者は、搬出車両記録表を確認し、過積載となるおそれのある場合、積載量管理方法の見直しを行うこと。

第6条 工事用資材（仮設材含む）等の搬入について

1）納入業者への指導

受注者は、現場へ搬入を行う資材納入業者等に対し、過積載が発生しないよう指導すること。また、過積載車両から引渡しを受けてはならない。

2）過積載防止の取組み

受注者は、納品伝票等を整理・保管し、記載の数量等を取りまとめた納品伝票一覧表により過積載の有無を確認すること。また、搬入時の荷姿写真を写真撮影（搬入物毎に1回）すること。

第7条 特殊車両の通行許可について

受注者は、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路交通法施行令第22条における制限を超えて運搬する場合は、土木工事共通仕様書第1章総則1-1-1-35 14. 通行許可等に記載のとおり、許可を得ていることの確認を行うこと。

第8条 改善報告書の提出

発注者は、過積載の疑いがある車両を発見した場合、自重計等による積載量の計測を受注者に指示する。

受注者は、過積載（特車の未許可を含む）を確認した場合、直ちに発注者へ改善報告書を提出すること。

第9条 改善指示

発注者は、搬出車両記録表で積載率120%以上の車両を確認した場合、または改善報告書の提出後に再度過積載が確認した場合、文書により改善指示を行う。

第10条 搬出車両記録表の提出

受注者は、工事完成検査時に搬出車両記録表を提出すること。また、工事期間中に発注者の請求があった場合は速やかに提示すること。

受注者は、根拠となる伝票類（原本）は整理・保管し、発注者または検査員の請求があった場合は速やかに提示すること。

第11条 工事成績評定への反映

発注者は、過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、施工プロセスチェックリストを確認の上、工事成績評定において適正に反映させる。

第12条 その他

受注者は、現場条件により本要領によりがたい場合は、監督員と協議の上、過積載対策に取り組むこと。

(附則)

この要領は、令和2年3月16日に策定。

この要領は、令和8年8月 1日に適用する。

搬出車両記録表

工事件名:

受注者名:

搬出先名:

No.	月 日	搬出先への 搬入時刻	車両番号	表示番号	総重量 (kg) (a)	風袋重量 (kg) (b)	正味重量 (kg) (c)=(a)-(b)	最大積載量 (kg) 車検証データ (d)	積載率 (e)=(c)/(d)	備考
1	2月4日	9:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
2	2月4日	9:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
3	2月4日	9:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
4	2月4日	10:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
5	2月4日	10:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
6	2月4日	10:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
7	2月4日	10:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
8	2月4日	11:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
9	2月4日	11:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
10	2月4日	11:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
11	2月4日	11:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
12	2月4日	12:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
13	2月4日	13:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
14	2月4日	13:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
15	2月4日	13:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
16	2月4日	14:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
17	2月4日	14:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
18	2月4日	14:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
19	2月4日	14:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
20	2月4日	15:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
21	2月4日	15:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
22	2月4日	15:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
23	2月4日	15:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
24	2月4日	16:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
25										

※最大積載量は、車検証に記載の最大積載重量を記載する。

※車両総重量が20tを超える場合は、特殊車両通行許可が必要。(道路法第47条の2)

【自重計による計量の場合】

※正味重量欄に、自重計の計測結果を入力すること。総重量、風袋重量は空欄とする。

(参考)

1 表示番号について（ダンプ規制法※ 第3条、第4条）

土砂等の運搬の用に供する車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上のダンプカー等の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務づけられている。

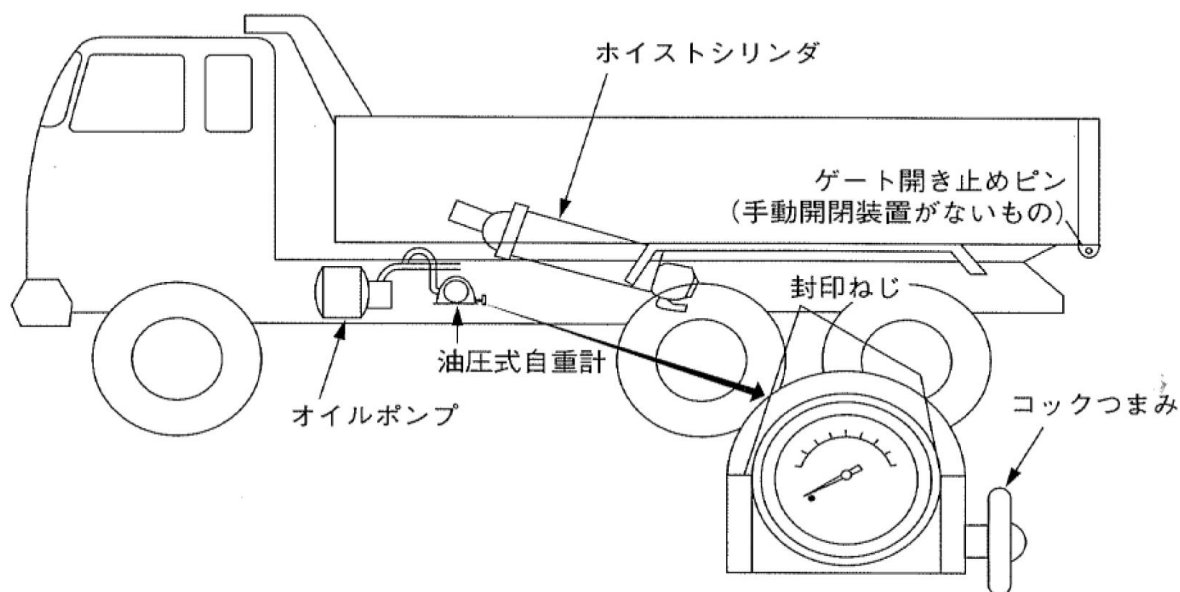
※土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法



2 自重計について（ダンプ規制法 第6条）

土砂等を運搬する大型ダンプカー等の使用者は、積載重量を自動的に軽量する自重計を取り付けることが義務づけられている。

計測にあたっては、土砂等を均等に積載し、かつ平坦な路面に停止している状態で計測すること。



改善報告書

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注社名	住所
	氏名
現場代理人	氏名

令和〇年〇月〇日に過積載を確認したため、過積載防止対策要領第7条に基づき、改善報告します。

1. 工事名
2. 発生原因（別添資料による説明も可）
3. 改善内容（別添資料による説明も可）

<添付資料>

- ・搬出車両記録表
- ・施行体系図、下請契約書等
- ・その他（自動車検査証、搬出状況写真 等）

参考 1. 工事成績評定への反映方法

- 1) 主任監督員、検査員の過積載の取組みが「○」
→要領のとおり実施したことが確認でき、過積載が無かった
- 2) 主任監督員、検査員の過積載の取組みが「×」
→要領のとおり実施したが、改善報告書が提出された（過積載があった）
→要領のとおり実施していない（積込み状況の管理、記録表の整理が確認できない、伝票類が保管されていない 等）
- 3) 主任監督員、検査員の d 評価
→文書による改善指示を行った（再度過積載が発生、積載率が 120%以上）
- 4) 総括監督員の法令遵守で減点
→過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された

参考 2. 過積載防止対策要領 第 8 条 文書による改善指示の例

土木部土木請負工事監督要領 別紙様式第 3 号－ 3

指 示 書

No. _____

令和 年 月 日		
受 注 者 (株) ○○建設	指 示 者 職 職員 氏名 兵庫 太郎	
工事番号 ○○ 第 ○○○○ 号	工 事 名 ○○○○工事	
工事場所 ○○市○○町○○	請 負 額 ○○, ○○○, ○○○円	
指示事項 積載率 1 2 0 %以上の車両を確認したため（又は「令和○年○月○日付け改善報告書を提出した にも関わらず過積載を確認したため」）、早急に過積載防止対策の改善を行い、過積載防止対策要領 第 7 条に基づく改善報告書を提出すること。 過積載車両：令和○年○月○日○時○分 車両番号○○－○○		
設計変更 有 無	添付図面 有 無	葉

※土木部土木請負工事監督要領 別紙様式第 3 号土木工事現場指示書に基づき、
交付すること。

41. 鉄鋼スラグ混合土を用いた 軟弱土の設計施工マニュアル

鉄鋼スラグ混合土を用いた軟弱土改良の設計施工マニュアル

1. 総則

(1) 総則

本マニュアルは、粒度調整した鉄鋼スラグに、単体では盛土等の土工用材料として適さない細粒分を相当量含む低品質土に対して、鉄鋼スラグを粒度改善材として混合させた鉄鋼スラグ混合土（以下、鉄鋼スラグ混合土）を軟弱土改良材料として用いる場合の設計・施工に適用する。

(2) 用語の定義

a. 鉄鋼スラグ

鉄鋼の製造過程で生産される副産物で、銑鉄の鉄鋼製造過程で高炉から生成する高炉スラグと、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグとに大別される。軟弱土改良材料用に用いる鉄鋼スラグは、製鋼スラグに限定する。

b. 製鋼スラグ

銑鉄から鋼を製造するときに生成する副産物で、鋼の製造方法により転炉系スラグと電気炉系スラグに分類される。本マニュアルでは道路盛土材料用に使用する製鋼スラグは、エージング処理を実施した転炉系スラグに限定する。

c. 転炉系スラグ

転炉スラグ、溶せん予備処理スラグなどがある。転炉スラグとは、転炉にて酸化精錬中に溶せん鉄中の Si、P、Fe の一部などが酸化され、CaO と結合した酸化物である。溶せん予備処理スラグとは、転炉精錬を効率的に行うために転炉又は別容器において溶せんに石灰などを投入して、不純物を事前に除去する工程において発生するスラグである。

d. 電気炉系スラグ

電気炉工程で鋼を製造する際に生成するスラグをいう。

e. エージング

冷却固化した製鋼スラグを、破碎、ふるい分けして後、屋外で山積み、または、上記などによって、スラグ中に含有する遊離石灰（f-CaO）分を水や空気と反応させ、膨張を安定化させる処理をいう。

f. 膨張安定性

鉄鋼スラグを用いた軟弱土改良材料を対象として行う、80℃水浸膨張試験によって得られる膨張性を表示する指標をいう。

g. 低品質土

本マニュアルでは、JIS A 1204 に示される土の粒度試験において、粒径が 0.075mm 以下の細粒分の含有割合が 25%程度以上である、または締固め後の強度が低く単体の材料として不適切な土をいう。

h. 鉄鋼スラグ混合土

鉄鋼スラグと低品質土を一定体積割合にて混合させた土試料をいう。なお、使用する鉄

鋼スラグ混合土の品質は、土の一軸圧縮試験（JIS A 1216）、CBR 試験（JIS A 1211）および土の三軸圧縮試験（JGS 0521）等で確認することができる。

2. 設計

（１）設計にあたっての注意事項（事前配合試験）

鉄鋼スラグ混合土を配合する際には事前に配合試験を実施し、一般の材料として用いられる良質土と同等以上の品質であることを確認する。

【解説】

改良材としての鉄鋼スラグの主な役割は、粒度改善およびそれに伴う締固め不良と強度の改善である。そのため、土粒子間の固結を付与する目的で用いられるセメント系改良材とは、改良原理が本質的に異なる。

（２）設計にあたっての注意事項（アルカリ性透過水について）

鉄鋼スラグを用いる軟弱土改良は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがあるので、以下の場合には使用してはならない。

・施工する道路に隣接して飲料用井戸及び養魚池等がある場合。

【解説】

鉄鋼スラグ混合土は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがある。アルカリ性を有した透過水は道路周辺の地下水、河川及び農地等の水質や土壤に影響を与えることが懸念されるので、地形条件等に留意が必要である。我が国のほとんどの土壤は酸性土壤であり、これらアルカリ成分を吸着、中和する能力を有しているので、通常の場合は問題視されることはない。ただし、特に水質が重視される施設等が近傍にあり、これらに透過水が流入する恐れがある場合は、対策を講じるか、それが不可の場合は上記により使用してはならない。

3. 材料

（１）粒度

鉄鋼スラグ及び低品質土の粒度は、各々表-1 に示す範囲を標準とする。

表-1 粒度範囲

	ふるいを通るものの質量百分率（％）						
	37.5mm	26.5mm	19.0mm	4.75mm	2.00mm	0.425mm	0.075mm
鉄鋼スラグ	95～100	70～100	55～100	0～100	0～80	0～45	0～10
低品質土	－	－	－	－	－	－	≥25

【解説】

鉄鋼スラグの最大粒径 37.5mm であるものとする。

鉄鋼スラグに細粒分が多い場合は鉄鋼スラグ同士が水硬性により団粒化する可能性が懸念

される。また、鉄鋼スラグの混合は低品質土の粒度改善を図れるため、低品質土の粒径が上記に示すものであれば特に改良効果は高いが、それ以外の土質であっても配合試験を実施し必要な品質を満足できれば使用可能である。

(2) 環境安全品質

鉄鋼スラグの環境安全品質は、以下の基準を満足しなければならない。また、試験成績表を監督員に提出し、確認または承諾を得なければならない。

項 目	溶出量基準 mg/L	含有量基準 mg/kg
カドミウム	0.03 以下	45 以下
鉛	0.01 以下	150 以下
六価クロム	0.05 以下	250 以下
ひ素	0.01 以下	150 以下
水銀	0.0005 以下	15 以下
セレン	0.01 以下	150 以下
ふっ素	0.8 以下	4000 以下
ほう素	1 以下	4000 以下
試験方法	環境省告示 46 号	環境省告示 19 号

【解説】

鉄鋼スラグの環境安全品質は、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成 24 年 3 月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足しなければならない。なお、カドミウムについては、令和 3 年 4 月に土壌環境の基準値が改訂されたため、改訂後の基準値を適用ものとする。

(3) 配合割合

鉄鋼スラグと低品質土の配合割合は、体積配合率にて配合した鉄鋼スラグ混合土に対し、適切な強度を有しているかを確認した上で決定しなければならない。またそこで決定した配合割合で土の締固め試験（JIS A 1210）を実施し、その結果をもとに現場の密度管理を行う。

【解説】

鉄鋼スラグ混合土は、鉄鋼スラグと低品質土の配合割合に応じて強度の発現状況が異なるため、配合した混合土に対して、土の一軸圧縮試験（JIS A 1216）および突固めによる土の締固め試験（JIS A 1210）に準じた試験を事前に実施し、トラフィカビリティ等を考慮した十分な強度を有することを確認した上で配合割合を決定しなければならない。

4. 施工

(1) 鉄鋼スラグと低品質土の現地での混合方法

施工時には、重機等を用いて母土となる低品質土と鉄鋼スラグを十分に混合させること。

【解説】

鉄鋼スラグ混合土を使用する際には、施工時に低品質土の塊が生じないように配慮する必要がある。そのためには、重機等で母土となる低品質土と鉄鋼スラグを配合試験により決定した所定の割合で事前に混合させるか、母土と鉄鋼スラグを交互に撒き出して転圧する等、十分に混合させた上で施工しなければならない。

(2) 締固め

軟弱土改良で用いる鉄鋼スラグ混合土は、適正な含水量で、所定の締固め度が得られるように十分に締固めなければならない。

【解説】

鉄鋼スラグは工場出荷時の含水比が低いため、低品質土と混合させた際の含水比も最適含水比よりも低い可能性が懸念される。したがって、締固め中の含水量が、所定の締固め度を得るのに不足するおそれがある場合には、適正な含水量となるように適度に散水しなければならない。

また、鉄鋼スラグ混合土の水硬性を有効に発揮させるためには、均一に混合し、しかも十分に締め固めることが重要となる。一般には、道路土工指針に示される締固め管理と同様である。

5. 参考

軟弱土改良に用いる鉄鋼スラグ混合土について、本マニュアルによるものの他に適用すべき材料の品質及び設計基準の一覧を参考として以下に挙げる。

(1) 建設発生土利用技術マニュアル 独立行政法人土木研究所編著